

令和 6 年度

市への意見・要望

集計結果報告書

朝霞市 市政情報課

はじめに

この冊子は、令和6年度に本市に寄せられた「市への意見・要望」を掲載したものです。

内容につきましては、寄せられた「市への意見・要望」及び回答の要旨となっていますが、プライバシー保護などのため掲載をしていない御意見・御要望もありますので、御了承ください。

また、時間の経過により現状と合致しないところがある場合がありますので、御留意ください。

令和 6 年度 市への意見・要望

総数 2 0 3 通（回答数 1 6 1 通・回答不要 4 2 通）

内容別内訳（第 5 次総合計画における「政策分野」別に集計）

災害対策・防犯・市民生活……………	1 7 項目
健康・福祉……………	3 2 項目
教育・文化……………	3 8 項目
環境・コミュニティ……………	2 4 項目
都市基盤・産業振興……………	9 7 項目
基本構想を実現するために（その他）……………	1 6 項目
合計	2 2 4 項目

※ 1 通で複数の分野にわたる意見・要望がある場合があるため、総数とは一致しないことがあります。

担当部署ごと集計（総数 2 0 3 通の内訳）

政策企画課	3	保育課	14
シティ・プロモーション課	10	保険年金課	2
市政情報課	2	健康づくり課	10
危機管理課	1	まちづくり推進課	43
職員課	1	開発建築課	2
財政課	1	みどり公園課	20
財産管理課	2	道路整備課	34
課税課	1	上下水道総務課	2
収納課	1	水道施設課	2
地域づくり支援課	9	下水道施設課	1
産業振興課	9	教育総務課	8
環境推進課	12	教育管理課	5
資源リサイクル課	7	教育指導課	7
総合窓口課	8	学校給食課	10
朝霞台出張所	2	生涯学習・スポーツ課	11
朝霞駅前出張所	1	中央公民館	4
長寿はつらつ課	4	図書館	3
こども未来課	6	選挙管理委員会事務局	2
		合計	260

※ 1 通に対して複数の部署で回答する場合があるため、総数や項目数とは一致しないことがあります。

※担当部署は、令和 6 年度時点での掲載となります。

.....目 次.....

○ 災 害 対 策 ・ 防 犯 ・ 市 民 生 活	 P 1～2
(防災行政無線、災害時避難所、防犯灯などに関する意見・要望)	
○ 健 康 ・ 福 祉	 P 3～7
(高齢者支援、保育園、副流煙対策などに関する意見・要望)	
○ 教 育 ・ 文 化	 P 8～14
(学校運営、生涯学習施設の管理などに関する意見・要望)	
○ 環 境 ・ コ ミ ュ ニ テ ィ	 P 15～18
(騒音、路上喫煙、彩夏祭、ごみ処理などに関する意見・要望)	
○ 都 市 基 盤 ・ 産 業 振 興	 P 19～34
(交通安全対策、公園管理、道路整備などに関する意見・要望)	
○ 基 本 構 想 を 推 進 す る た め に (そ の 他)	 P 35～37

※意見・要望の担当課が複数となる場合、それぞれの分野に掲載しています。（「再掲」と表示）

災害対策・防犯・市民生活

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月30日	朝霞市地理情報サービスが開始され活用をしています が、朝霞市では小中学校の学区が一目でわかる地図が ないため困っています。この新しい地理情報サービス で学区がわかるようになればより一層便利になると思 います。	地理情報システムによる市内小・中学校の学区のご案内に ついては、現在、公開に向けて準備を進めているところで す。	教育管理課
7月1日	自宅をリフォームし補助金を申請したところ、先日交 付決定通知書が届きました。同封の「交付請求書」を 持参または郵送で提出するよう記載があったため出張 所に持参しましたが、窓口の方が「この書類は出張所 では取り扱っていない書類のため受け取れない」「産 業振興課へ直接提出しなければならない」との回答で した。平日は行けないので持参した旨を伝えたところ、 その際には郵送で提出するように記載があるとい った旨の回答でした。 平日、市役所へ行けない者への市民サービスの一環と して、休日対応をしているはずですが、通知書には、持 参先の部署など特定されていません。請求書の宛名も 富岡市長宛です。たかが書類一枚を担当部署へ取り継 がない出張所など、あっても意味がないと思います。 改善を要望します。	朝霞駅前出張所ではパスポートコーナー設置のほか、市税 の収納や国民健康保険に係る届出の受付、こども医療に係 る届出の受付など、市民のみなさまの住民異動等に伴う業 務を中心に、担当課と調整の上で取り扱っています。今回 の個人住宅リフォーム資金補助金請求書のように、担当課 へ直接御持参するか郵送する書類は、朝霞駅前出張所での 受付を行っています。限られたスペースと人員で対応を していますので、御理解のほどお願いします。 また、対応業務については、市ホームページでも御案内し ていますので、御来所の際に御一読ください。なお、個人 住宅リフォーム資金補助金に関する通知については、御意 見を踏まえ、今後は、交付請求書の提出先が産業振興課で あることを明記するようにします。	朝霞駅前出張所 産業振興課
7月4日	下の原第三児童遊園地にある水道の排水が詰まっており、 常に水がはった状態になっています。 現在そこにボウフラが大量に発生しており、これから 蚊がたくさん出ることが予想されるので排水の改善と ボウフラの処理をして欲しいです。	7月5日に業者へ依頼し、8日に詰まりが解消したと連絡 があり、その内容を電話でお伝えしました。	みどり公園課
7月8日	家の前の道路の環境に困っています。 家の前は鉄道会社の敷地でそこからミミズが大量に道 路に出てきて生きているものもいますし、死骸も大量 に見えた目もかなり気持ちが悪く、ときにはかなりの異 臭を伴いますので吐き気を催します。特定の敷地から 出てくるもので周辺住民は毎日毎日困っています。 物理的にフェンスの下を塞ぐ等の指導等を入れてもら えないでしょうか。秋にはフェンスの下の際間から落 ち葉が大量に出てきます。	【訪問し、現状を確認の上、現地で回答】 土地の所有者である鉄道会社には既に連絡はしてあり、過 去に鉄道会社が来て道路を清掃したこともあったそうで すが、その後は特に根本的な対策などはないとのことでした。 土地の所有者である鉄道会社に市から直接連絡し、その 際、可能な限りの対策を講じてもらうよう依頼することで 理解を得ました。また、著しく状況が酷くなった場合は、 改めて市に連絡をいれてもらうこととなりました。	環境推進課
10月9日	市民にとっては、行政のどの部署がどんな仕事をして いるかは分からないので、困っていることを市役所に 相談する際、情報収集をし、代理で手続きをしてもら える制度（代理人やコンシェルジュのようなもの）は ありますか。ないのであれば、制度等を作ってほしい です。	市に相談された方は、資格を有した専門の職員等からのア ドバイスを受けたのち、御自身の判断に基づいて、次のス テップに進んでもらっているところですが、しがたがいまし て、市としては、現状、御要望のような代理での手続きの 制度は行っていないことや、手続きによっては委任状や本人 確認が必要となる場合もありますので、今後も御要望の ような対応は難しいものと考えています。	地域づくり支援課
12月3日	先日、防災対策として太陽光パネル付きポータブル電 源を購入しました。 国や埼玉県が防災強化を目指す中、朝霞市でも防災関 連の支出に補助金が出るのではないかと、市に確認した ところ、太陽光発電や蓄電など環境対策のもので、 ポータブル電源は対象外でした。 ポータブル電源を補助金の対象にしてもらうことで、 災害が起きてから、対応・費用をかけるだけでなく、 起きる前の防災対策を進めるきっかけにもなるのでは ないでしょうか。	市では個人に対する補助ではなく、自治会・町内会を基に 結成された、自主防災組織を対象として、防災対策資機材 の購入等に係る補助金を創設しています。この補助金につ いては、各自主防災組織で管理する防災倉庫等で資機材を 備蓄し、有事の際に地域内の方々が互いに協力し運用して もらうことを目的として設置しています。	危機管理室

災害対策・防犯・市民生活

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
12月10日	国会の予算委員会で、物価対策として住民税非課税世帯に対して3万円支給されますが、もっと支給の対象を広げてはという発言が議員からありました。その発言に対して総理は地方公共団体に対して重点地方交付金を活用して自治体にあった施策で対応してくださいとの回答がありました。交付金は実際交付されているのでしょうか。また、埼玉県、朝霞市それぞれいくら交付されていますか。住民税を払っている低所得者の世帯は相当数あり物価高騰の中、厳しい生活を送っていて何も援助が無いのも不公平だと思います。何か対策を考えていれば教えてください。	物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の交付限度額は、埼玉県が133億1,702万7,000円、本市が2億208万7,000円でした。 この交付金は、住民税非課税世帯への給付金を支給するための交付金のほか、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行う際に活用できる交付金も合わせて交付されます。同交付金は、令和5年度にも国から交付されており、本市では同交付金を活用し、令和6年3月から令和7年2月検針分までの1年間の水道基本料金を半額とする支援を実施しています。こちらは、所得に関わらず、全ての市民及び事業者を対象とした支援となります。その他の支援として、省エネエアコン買換え時に活用できる補助金の支給を実施した他、事業者への支援を実施しました。今回の交付金を活用した支援事業については、現在検討を行っています。	政策企画課 財政課

健康・福祉			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月10日	わくわくどーむの水泳教室の申込み方法について、現在、継続受講者優先受付となっているため、新規希望者は2次募集になります。この方法では、新規希望者の入会が難しいため、公平性を考えた募集方法を検討してほしいです。	現在、水泳教室の申込みについては継続受講者優先となっていますが、空き次第で追加募集を行っています。追加募集の詳細等については、わくわくどーむ内の事務所で確認してください。 なお、水泳教室は、限られた時間の中でコースを効果的に利用して、参加者の水泳の上達を目的に実施しているため、その申し込みにあたっては、継続者を優先しています。	健康づくり課
5月27日	特に今年度に入り、介護認定について、調査、認定結果含め異常に遅れています。 有効期間が切れる60日前には案内があるのですが、すぐに提出しても調査が50日後、というようなケースも見受けられます。これでは、介護認定結果がはっきりするまで90日近くかかってしまうこともあり、必要なサービスを控えなくてはいけなかったり、高額な自費が出てしまう恐れをもちつつサービス利用をしたりと、かなりのリスクを抱えながら介護サービスを利用しなくてはいけなくなります。市として何か対策を講じてほしいと要望しました。申請が早めにできるようにする、区分変更申請の特別適用を認める等々、できるだけ市民がリスク回避できるよう御検討のほどよろしくお願い致します。	本市では現在、申請をもらってから決定に至るまでに約50日間を要している状況となっています。これは、コロナ禍での特例措置としての介護認定有効期間の延長取扱いが終了したことによる調査件数の増加や高齢者の増加により、認定調査員の安定的な確保が困難となっていることから、調査に遅れが生じている状況です。本市としても、御指摘のとおり、介護認定までの期間が遅れることで、介護プランの作成、介護サービスの提供など、不利益を生じさせてしまうことから、介護認定に係る業務の継続的かつ安定的な運営に向けた改善策を検討してきました。その結果、本年8月から認定調査に係る業務等を他の自治体で業務実績のある事業者へ委託し、業務の効率化や安定的な認定調査の実施を図り、介護認定に係る期間の短縮を予定しています。	長寿はつらつ課
6月11日	はまさき児童館が機能していないと感じます。コロナの時からの変更なのか、置いてあるおもちゃが少ないです。貸し出しはあるものの、すぐにおもちゃが飽きしてしまう小さい子に1つずつ貸し出すのはどのようなのでしょうか。溝沼児童館は至る所におもちゃがあり、その消毒に何回も回ってくれたり、見守りや声かけもたくさんしています。はまさき児童館は、アリーナがあり、小学生が頻繁に利用しているようですが、日中はとても閑散としています。職員については、あの人数が必要か疑問です。 2点目は、小学校・中学校の学区についてです。あれだけ小学校の越境を希望する人がいながら、なぜいつまでも対策をしないのでしょうか。学区の制限があることで、小学校については、仕事をしながらだと時間的に迎えないいけない距離の学校への通学となってしまう場合があります。中学校は選択制とはいえ、人数が偏るとくじ引きになります。越境理由は「距離」では不可だそうですが、小学校1年生だと行きも帰りも体力的に厳しい子やトイレに間に合わない子等がいます。もっと自由に選択できるようにしてください。近くに住んでいる人達はみんな悩んでいます。	おもちゃの件については、いずれの館においても新型コロナウイルス感染症の影響により貸し出しや設置の数を減らしていた状況はありましたが、コロナが落ち着いてからは、少しずつコロナ前の状況に戻しています。御指摘のはまさき児童館については、今後も、順次おもちゃの設置をコロナ前に戻す予定です。また、職員については、事務所で事業の準備や館内の飾りつけの作成などを行っています。また、館内の消毒や利用者への声かけなどが他の館に比べて少ないという御指摘について、指定管理者である朝霞市社会福祉協議会へ共有しました。 就学指定校の変更に関しては、「就学指定校変更及び区域外就学に係る許可基準」の事由に該当する場合に、指定校以外の学校への変更を認めています。まずは教育管理課へお電話または窓口にて御相談ください。また、中学校の自由選択制については、各中学校において、募集人数を超えた申込みがあった場合には、原則として抽選となりますが、その際には、教育委員会と各学校長が協議のうえ、出来る限り抽選を回避し、希望する中学校への入学が出来るよう努めていますので、御理解のほどお願いします。	こども未来課 教育管理課
6月19日	多胎児世帯への支援を御検討下さい。朝霞市内の多胎児サークルに加入しています。総勢、60組、今もなお、会員が増えています。日々の育児、家事にお疲れ体調を崩す方もいます。多胎児育児は心身への負担だけでなく、金銭面でも負担が大きいです。ある市では、訪問ヘルパーが無料で受けられたり移動手段のためのタクシー券が渡されたりなど様々な支援が見受けられます。不妊治療をする家庭が増え、それに伴い多胎児を妊娠する割合も増えてきています。朝霞市内でもそのようなサービスがあると非常に助かります。是非、御検討ください。	御意見にあった多胎児世帯への支援について、本市では妊婦健診2回分を追加で助成していますが、多胎児世帯に特化した出産後のサポート等はありません。多胎児世帯の方については、お身体への負担や経済的負担等も多いと思います。この御意見は、他自治体の事例なども調査し、今後の産前産後ケアのあり方を検討する際の参考にします。	健康づくり課

健康・福祉			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
6月25日	(1)【保育園について】根岸台地区の待機児童がとても多いです。朝霞駅東口から根岸台地区に保育園や保育室を早急に増やしてほしいです。現在待機児童削減に向けてどのような取り組みをしているか、来年度に反映される取り組み等を教えてほしいです。また、口コミが悪い園に対して指導、改善はされているのでしょうか。 (2)【学区の見直しについて】毎年のように意見が上がっていますが、昨年、一昨年とどのような変化が見られましたか。登下校時の距離や通学路の狭さ、熱中症等の安全面を考えて学区外や市外の公立小学校に行かせることは可能なのでしょうか。 (3)【駅周辺の環境について】看板やガードレールに落書きが増えていたり、安全のためのポールが折れたままになっています。早急に対応してほしいです。また、めぐみ保育室前のビニルシートで覆われている場所は市のものなのでしょうか。道路を広くするなり保育室の園庭にするなり有効に活用してほしいです。	(1)の保育園について、地区ごとの保育者数等を分析し、定員の拡大や新園の整備といった対策を進めています。今後については、既存の幼稚園の認定こども園移行を検討するなど、低年齢児の定員増加に向けて調整をしています。また、各保育園等に対して、年度当初に計画を立て監査をしています。保護者からの御意見等も参考にし、安心して保育園に通えるよう、市内保育施設に対し、適切に指導をしていきたいと考えています。 (2)の学区の見直しは、市では長期的な検討が必要な課題と認識していますが、現状、各通学区域の指定校へ通学することとなります。市内の学区外の学校への通学については、市ホームページの「就学指定校変更及び区域外就学に係る許可基準」の要件に該当する場合に認められる場合があるため、教育管理課まで御相談ください。市外の公立小学校への入学は、その学校の管轄である市区町村教育委員会へ御相談のうえ、入学許可が必要です。許可要件等については市区町村によって異なります。 (3)の駅周辺の環境について、看板やガードレール等の落書き、また、ポールの破損について現地で確認をしたため、業者に対応を依頼します。また、御指摘の用地は、駅東通線として市が取得した道路用地です。駅東通線と交差する岡通線とあわせて供用開始を予定しており、現在岡通線においても用地取得をすすめています。道路として使用できるまで今しばらくお待ちください。	保育課 教育管理課 道路整備課 まちづくり推進課
7月16日	兄弟で公立の保育園に通っているのですが、1人が体調不良で病院を受診したい為、もう1人を登園させたいと伝えたところ、その時間のみしか預かれないと言われ、午後の受診予約だったため、朝登園しましたが帰されてしまいました。他の公立の保育園でこのような対応はないと聞いています。市内の公立園は、どの園、どの先生でも同じ対応をしてほしいです。 その他にも、鳴子参加にあたって、保育園によって練習場所の提供も違うのも違和感を覚えます。また、迎えに行くとき保育園が暑くことも達が、髪の毛が濡れるほど汗をかいている事が多々あります。特に配慮が必要な時期に、何故そのような対応なのかと不安になりました。その他にも、さまざまな話を耳にしますが、声をあげられずにいる方も多いようです。より良い子育て環境が整う為にも、検討してください。	今後は、公立保育園にて対応の統一を図っていきます。鳴子踊りの練習については、当該保育園も他園と同様に園庭の貸し出しが可能です。貸し出しが可能とお伝えしましたが、今後は、口頭だけではなく内容をメモにしてお渡しするなど齟齬が生じない対応に努めていきます。保育室内の空調については、エアコンの設置位置の関係から冷房が効きにくいと感じられる部屋もありましたので、温度設定や扉の開閉、サーキュレーターなどで空気の流れを変えるなど効果的な方法を採用し、室温を管理していきます。最後に、公立保育園では、熱中症対策の対応を取り決めています。屋外で活動する際には、必ず暑さ指数(WBG)を専用の計測器で確認し、園外に出る場合には、出かける前と帰園後に水分補給をするなど取り決めに則り対応しています。	保育課
7月23日	限度額適用認定書の発行について、8月以降の分を8月1日以降でなければ、申請も発行もできないのはなぜですか。 また、職員の対応について、窓口に出る職員によって、上記の内容の回答が異なるのはどうしてでしょうか。	改めて埼玉県に確認し、限度額適用認定証の発行は、申請のあった日の属する月の初日であり、8月分の発行については、8月1日以降の申請受付とする必要があるとの回答でした。このため、8月以降分は、8月1日以降に改めて申請をお願いします。 窓口での職員対応については、混乱させてしまい大変申し訳ありません。対応した職員2名にも確認しましたが、いずれも8月以降の限度額適用認定証は、7月中の申請受付はできない旨を御説明しました。しかし、今回、このようなことがあったため、今後も、引き続き窓口における適切な御案内と、限度額適用認定証の申請受付の御説明をするよう、努めていきます。	保険年金課
8月1日	小学校での、放課後の居場所の整備が、近隣の自治体に比べて進んでいないことに不安を感じており、以下について回答をお願いします。 (1)ランドセル来館事業では長期休暇の居場所確保ができないと思いますが、その対策は必要ないという考えですか。 (2)6年生まで希望する家庭に対して、学童もしくはそれに準ずる居場所の確保をしてほしいのですが、可能でしょうか。 (3)居場所提供型よりもカリキュラム型の方がこどもや保護者から求められているという客観的なデータがあるなら教えてください。それがなければ、早急に要望の多い居場所提供型の放課後子ども教室の整備を進めるべきではないのでしょうか。	(1)小学校の長期休暇中は、児童館内には飲食スペースがありますので、お弁当等を持参し、日中の安全な居場所として御利用ください。 (2)放課後児童クラブの新設予定は現在のところありませんが、本市では、就労の有無に関わらず、全ての児童に対する放課後の居場所づくりに関して、関連する各部署と情報共有や連携を図りながら検討を行っており、今後、必要な事業を行っていきたいと考えています。 (3)通学している小学校を会場とした、「居場所提供型」の放課後子ども教室の実施に向け取り組んでいます。現在、放課後児童クラブへの入室を希望したが入れない「待機児童」が多く発生する小学校は、学校教育で使用しない「余裕教室」がない状況です。財源に限りがあることから、待機児童が多く見込まれ、会場が確保できた小学校から実施していきたいと考えています。	保育課 こども未来課 生涯学習・スポーツ課

健康・福祉			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月5日	朝霞市から介護保険料の改定通知が届きました。前年の所得が減少していたので介護保険料は、住民税同様に負担が減ると期待していましたが、保険料は増えていました。同封の書類には、前年の保険料は所得金額を13段階にきざんで計算していたものを、本年は18段階に拡大したという内容でした。所得金額に応じて負担するはずが、所得金額が大幅に減ったのに、保険料が逆に上がるのは、逆進そのものであり激変緩和措置をお願いしたいです。	令和6年度介護保険料については、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき決定し、金額を示しています。本計画においては、介護サービス等の需要の増加等による介護給付費の増額を見込んでおり、介護保険料の必要額が増加となっています。各所得段階の設定については、御認識のとおり基準所得段階を全13段階から全18段階に多段階化することで、所得金額が比較的多い方の負担割合を大きくし、所得金額が比較的小さい方の負担割合を小さくしています。朝霞市内の介護サービス利用者やその御家族を支えるために必要な金額を設定していますので、金額を変更することはできません。所得のより少ない方を支えるために必要な介護保険料となっていますので、御理解のほど、よろしくお願いします。	長寿はつつ課
9月20日	児童館を利用した際、こども1人に対して大人が4人付き添いで来ている方がいました。未就学児の部屋にその家族がいたため、他のこどもたちの遊ぶスペースが狭くなってしまいました。児童館はこどものための場所であるので、付き添いはこども1人に対して1人か2人に制限してほしいです。	御指摘の通り、市内児童館では、保護者の付き添い人数制限は行っていません。児童館には、お子様の遊び様子や成長を見守るため両親とともに祖父母なども同行する場合や、障害をお持ちのお子様が多人数の介助者と同行する場合など、保護者としてお子様の見守りをされている現状がありますので、今後も保護者の付き添い人数を制限することは考えていません。	こども未来課
9月30日	一時保育、非定型的保育について。 「保育を必要とする事由が月64時間未満」というのをなくして、利用日数を制限するようにしてもらえないでしょうか。保育課に問合せしたところ、(1)64時間以上の場合是一時ではなく、保育園で申込みをしてほしい。(2)64時間以上の人を受け入れしてしまうと、多くの人に利用してもらえなくなってしまう。という回答でした。しかし、通常の保育園は空きがないので預けられません。 例えば「週3日まで」など、利用日を制限すればいいのではないのでしょうか。新座市、志木市、和光市はそうに行なっています。預ける理由は同じなのに、時間によって一時保育の利用回数に差があることに疑問を感じます。	市では、月64時間以上の就労等の場合、継続的に保育の必要があるとし、保育園申請を御案内しています。一時保育においては、一時的に家庭での保育が困難な状況を判断する必要があるため、月64時間以下の就労等の定めを設けています。 保育園の入園については令和5年度には保育所を2か所開所、令和7年度は地域型保育施設を1か所整備予定となっております。市としても待機児童解消に向けて取り組んでいる最中です。 また、他の一時的な預け先として、子育ての援助をしてほしい方（ファミリー会員）と子育ての手助けができる方（サポート会員）をセンターが繋ぐ「ファミリーサポートセンター」や一時保育専門の認可外保育施設などもありますので、保育課へお問合せか、市のホームページを御確認ください。	保育課
1月14日	学童が不足しており、こどもがすべての学童に入れない状態です。他の地域では、親が勤務していることの有無に関係なく小学校の空き教室を利用してこどもがいられる居場所を無償や安い値段で提供しているようです。そのような制度を作ってください。 また、児童館の利用は夕焼けチャイムまでですが、19時までの利用に変更してください。	令和7年度から朝霞第六小学校と朝霞第八小学校の2校で、平日の放課後や夏休みなどの長期休業期間のこどもたちの居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を開設します。開設時間は平日の放課後から夕焼けチャイムの午後5時（冬期は午後4時30分）までです。費用負担は、年間2,000円程度を上限に調整しています。 また、御意見のありました午後7時までの児童館の開館については、児童館から自宅に帰るまでのこどもたちの安全面の問題のほか、延長による児童館職員の労働負担増が懸念されることから、現在のところ開館時間を延長することは難しいと考えていますので、御理解のほど、お願いします。	生涯学習・スポーツ課 こども未来課
1月22日	こどもの健診について、待ち時間が長く、終わり時間もわかりません。少なからず出来る事はあると考えます。	健診日や健診の種類（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）によって対象となる人数が異なることもあり、待ち時間が発生してしまう場合があります。状況に応じてスタッフの増員が可能なところは適宜増員していますが、小児科医師や歯科医師については、診療時間の合間を縫って診察をお願いしており、すぐに人数を増やすのは難しい状況です。	健康づくり課

健康・福祉			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
1月28日	がん検診の協定機関に恵愛病院も入れてもらえないでしょうか。ここは、無料クーポンの対象者でないと受けられないと知りました。無料クーポン対象者以外にも受けられるようにしてもらえれば、がん検診の受診者が増えることにもつながると思います。	市が実施する個別がん検診事業について、恵愛病院は、朝霞地区医師会に所属する病院ではないことから、がん検診事業の契約はなく、子宮頸がん検診無料クーポン券の対象者に限った受け入れ先として特別に契約をしているところです。 現状では、各医師会の地域医療の状況などから、恵愛病院におけるがん検診事業を追加することは難しいものと考えております。	健康づくり課
2月10日	男性へのＨＰＶワクチン接種の助成をお願いします。東京都では多くの自治体が助成をしていますが、埼玉県では熊谷市等、限られた自治体のみが助成をしています。国からは女性の接種しか助成されておらず、男性への接種効果も高いワクチンのため、助成の検討をお願いします。今後の朝霞市の意向等も教えてください。	男性へのＨＰＶワクチン接種の効果については、咽頭がん、肛門がん、陰茎がんなどの原因と考えられるＨＰＶへの感染予防が期待できるとともに、性交渉によるＨＰＶ感染から女性を守り、子宮頸がんの予防にもつながるものと理解しています。 なお、男性に対するＨＰＶワクチンの任意接種に対する助成を実施している自治体についても把握していますが、現在、国において男性へのＨＰＶワクチンの定期接種化が検討されていますので、市としては、引き続き、国の動向を注視していきたいと思っています。	健康づくり課
2月27日	アピアランスケア(外見の変化に対するケア)について理解が深まる時代になってきていますが、朝霞市にもがん治療による外見の変化を補う目的で購入した医療用ウィッグ等の購入費の補助を検討してほしいです。治療と社会参加の両立を市として支援してほしいです。	がん治療に伴う脱毛等の外見の変化を補うアピアランスケア用品の購入費の補助は、本市では現在のところ実施していません。 アピアランスケアは、治療と社会参加、また、その人らしい生活を送るための手助けになるものと言われているので、他市の事例などを参考に検討を進めていきたいと考えています。	健康づくり課
3月7日	保育園の入園後のならし保育について。 転園による保育園の変更をしたところ、１０日間の慣らし保育を求められましたが、転園児のため両親ともに職場復帰済みで、休暇のやりとりが厳しいです。転園先にその旨相談したところ、慣らし保育の変更は一律不可とされました。 既に集団保育経験済みでも、市で指針や方針等を掲げて慣らし保育の期間を定めているのでしょうか。	ならし保育については「幼稚園・認定こども園・保育園等のご案内」において、転園であってもお子様が新しい環境に慣れるための期間として、おおむね５日間と記載していますが、あくまで目安であり、市として、ならし保育の期間を定めてはいません。そのため、ならし保育の期間や方法は、お子様の安全を保つために、園の方針によってそれぞれ定められていますので、御理解のほど、お願いします。	保育課
3月19日	年税額の過収分に関する国民健康保険税更生通知書が届きました。通知書には過収分の精算について記載がなく、市役所国保担当部署に説明を聞いたところ、過収分の取り扱いは収納課であり、担当部署から通知が届くとの説明でした。変更・精算まで全ての内容を通知してもらえれば、市役所に問合せや足を運ぶ必要もありません。 また、通知の郵便物も一つにまとめれば、僅かかもしれませんが経費削減にも寄与します。	御指摘のとおり、更正通知１枚のみの送付の場合、今後の変更や精算等の流れがわからないことから、今後は案内文を同封することを考えています。 保険年金課においては賦課を、収納課においては徴収を担当しており、完納している方だけではなく、滞納されている方もいるなど、一律の対応が難しいことから、御提案の郵便物の一つにまとめることについては、両課において課題と捉え、検討していきたいと考えています。	保険年金課
3月24日	朝霞市は医療的ケア児も保育園に行けるようにし、医療的ケアが必要で障害のあるこどもに対しては手厚くなっていると思います。しかし、医療的ケアは多いが動けるタイプの医療的ケア児のサポートは薄く、中々孤立していると感じています。 例えば、市などで保育園から学校を巡回する看護師などの部門を設置するといった対応があったら良いと思いました。 動けるタイプの医療的ケア児の母は、保育園や学校を普通に通わせたいと思っている人も多いのではないのでしょうか。もう少し動ける医療的ケア児についても、考えてもらえると助かります。	市で、令和３年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に則り、保護者や学校、関係課とも連携しながら、適切に看護師配置等ができるよう取り組んでいます。 また、市では、医療的ケアが必要なお子様や障害のあるお子様の保育園受入を促進するために、看護師等を配置した民間保育園を対象とした補助金を支給しています。なお、公設保育園については、育成保育の制度を設けており、一般入所よりも先行して利用調整を実施しています なお、保育園で勤務する看護師については、保育園で業務しているため、学校への巡回は行っていません。	保育課 教育指導課

健康・福祉

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
3月28日	朝霞台駅南口のエレベーターの開通を早くしてほしいです。毎回女性1人でこどもとベビーカーを抱えて降りるのは大変で、駅員さんも忙しそうで頼みづらいのが現状です。 また、産後ケアも充実していないと思います。助産師訪問は数時間だけですが、それだけではどうにもなりません。	朝霞台駅南口側のエレベーターについては、設置箇所に支障となる埋設物があり、切り回しを行うため、他のエレベーターより完成が遅くなっている状況です。引き続き、東武鉄道との連携のもと、1日も早い供用開始を目指して取り組んでいきます。 産後ケアについては、現状ではアウトリーチで授乳指導や育児指導等を行うのみとなっており、御指摘のとおり、決して充実した状態ではないと思っています。 今後については、宿泊型のショートステイや医療機関等で実施されるデイケア型、産後の時期に家事のサポートが行える家事支援・ヘルパー派遣など、新たなサービスの導入について検討していきたいと考えています。	まちづくり推進課 健康づくり課

教育・文化

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月2日	公民館の部屋の使用について。 現在、公民館の講堂の利用が1日あたり午前、午後、夜間の3回の利用ができますが、これでは予約が取りづらく、活発な活動ができません。そのため、講堂利用の時間単位について見直しをしてください。 案として、2時間単位に振り分けてもらえれば、各団体等がより利用がしやすく有意義な活動が可能になると思います。 なお、さいたま市では、こういった利用予約について、ネットでの対応をしていますので、朝霞市でもできるようにお願いします。	利用時間帯単位について、朝霞市公民館設備及び管理条例第8条に基づき、利用時間帯（午前、午後、夜間）と各部屋の使用料が定められています。 御要望にあった2時間ずつに区切った利用時間とするためには、条例改正が必要となり、使用料の見直し等、数多くの検討課題が考えられます。そのため、利用時間帯を直ちに見直すことは難しいですが、今回の御意見を今後の公民館運営の参考にします。 インターネットによる公民館施設の予約について、現在、仮予約申込書を窓口に設置した専用ポストで受け、各団体が平等に利用できるよう職員が利用調整を行っています。オンライン予約を導入した場合、機械抽選となり、利用機会が均等でなくなる等のデメリットが生じることが想定されます。まずは、近隣の自治体の導入状況等を調査研究していきたいと考えています。	中央公民館
4月15日	朝霞第二小学校に知人のこどもが通っていますが、用務員の態度が非常に悪いと聞いています。門を閉めないで怒鳴る等の行為がありました。こどもが用務員に対して大変恐怖を感じており、学校へ行きたくなくなっていました。以前の用務員の態度は良かったと話しています。なぜ、用務員を変えたのでしょうか。怒鳴り散らすだけで傷害沙汰になっていませんかが不安で仕方ありません。早急に対応してください。	朝霞第二小学校の用務員は2名おり、日に1名ずつ交代で勤務しています。この件について、教育委員会から朝霞第二小学校の管理職員と用務員の派遣元であるシルバー人材センターに伝え、用務員を指導するよう依頼しました。 教育委員会としては、今後も朝霞第二小学校の管理職員とシルバー人材センターと情報共有を密にし、児童や保護者が安心して過ごせるよう十分注意します。	教育総務課
5月9日	岡1丁目のお店前の、押ボタン式の信号のところから学校の帰りの時間帯に、交通指導員を配置してほしいです。	交通指導員の配置については、道路が新設されるなど大幅な交通状況の変化がある場合に学校との調整により増員する方針としており、新たに配置することは難しいと考えています。	教育管理課
6月4日	朝霞市内を自転車で走行していたところ、私が正しくない横断の仕方をしたため交通指導員の方に注意を受けました。すごい勢いで怒鳴られ、何を言っているかわからず私は恐怖を覚えました。せめてまずは普通の声量で注意してほしいです。それでも聞かないのならまだわかりますが。注意の仕方があまりに怖く、改善してほしいです。	今回の御意見を受け、該当の交通指導員に対し、怒鳴ったり、強い口調で注意したりするなど、相手の方が恐怖を感じるような態度で接することのないよう指導をしました。児童を始め、市民の皆様が安心して通行できるよう努めていきます。	教育管理課
6月7日	図書館や公民館に、中学生以上が無料で広くて安全に利用できる学習スペース自習室の確保をお願いします。 本館にはありますが、分館や公民館では、一階の休憩席でお友達と勉強会をしていたり、図書館の踊り場にテーブルを並べ、わずかな脚数で身を寄せ合い、灯りもなく暗い中で勉強している姿をみかけます。 今すぐにでも、もしくは長期休暇に、家や学校塾以外でも自習をしたい人は沢山いるので至急で御検討よろしくお願いします。	公民館では、ロビーを自習できる場所としていますが、定期試験前や受験シーズンには多くの方が利用され、空席が少ない状況となっていますので、中央公民館では、試験勉強をする学生を対象として、主に夜間において、公民館利用団体などの利用予約が入っていない部屋を自習できる場所として開放しています。 地区公民館においては、部屋数が少ないことなどから、直ちに中央公民館と同様の対応をすることは困難ですが、各館の状況を見ながら検討したいと考えています。 図書館北朝霞分館では、入口の前に机2台と椅子4脚を設置し、学習など、誰もが自由に利用できるスペースとして開放しています。学習スペースを増やすことについては、これ以上のスペースを確保することが難しい状況です。	図書館 中央公民館

教育・文化			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
6月11日	（再掲） はまさき児童館が機能していないと感じます。コロナの時からの変更なのか、置いてあるおもちゃが少ないです。貸し出しはあるものの、すぐにおもちゃが飽きてしまう小さい子に1つずつ貸し出すのはどうなのでしょう。溝沼児童館は至る所におもちゃがあり、その消毒に何回も回ってくれたり、見守りや声かけもたくさんしています。はまさき児童館は、アリーナがあり、小学生が頻繁に利用しているようですが、日中はとても閑散としています。職員については、あの人数が必要か疑問です。 2点目は、小学校・中学校の学区についてです。あれだけ小学校の越境を希望する人がいながら、なぜいつまでも対策をしないのでしょうか。学区の制限があることで、小学校については、仕事をしながらだと時間的に迎えないいけない距離の学校への通学となってしまう場合があります。中学校は選択制とはいえ、人数が偏るとくじ引きになります。越境理由は「距離」では不可だそうですが、小学校1年生だと行きも帰りも体力的に厳しい子やトイレに間に合わない子等がいます。もっと自由に選択できるようにしてください。近くに住んでいる人達はみんな悩んでいます。	おもちゃの件については、いずれの館においても新型コロナウイルス感染症の影響により貸し出しや設置の数を減らしていた状況はありましたが、コロナが落ち着いてからは、少しずつコロナ前の状況に戻しています。御指摘のはまさき児童館については、今後も、順次おもちゃの設置をコロナ前に戻す予定です。また、職員については、事務所内で事業の準備や館内の飾りつけの作成などをしていますが、館内の消毒や利用者への声かけなどが他の館に比べて少ないという御指摘について、指定管理者である朝霞市社会福祉協議会へ共有しました。 就学指定校の変更に関しては、「就学指定校変更及び区域外就学に係る許可基準」の事由に該当する場合に、指定校以外の学校への変更を認めています。まずは教育管理課へお電話または窓口にて御相談ください。また、中学校の自由選択制については、各中学校において、募集人数を超えた申込みがあった場合には、原則として抽選となりますが、その際には、教育委員会と各学校長が協議のうえ、出来る限り抽選を回避し、希望する中学校への入学が出来るよう努めていますので、御理解のほどお願いします。	こども未来課 教育管理課
6月21日	朝霞市体育館の個人開放を利用しています。現状開始時間が決まっている2時間単位の入替制になっており、利用開始時間前に並んだ先着順ですがテニスコートのようにネット予約や和光市体育館のように一斉入替制ではなく、来館した受付順に2時間制にしてほしいです。19:30からの回を利用する為19時頃に体育館に到着し先頭から6番目でした（8番目までが利用可能）。並びにもルールがあり番号のついた床に座っていないければなりません。私達は30分程度床に座って待ちましたが、先頭の人はもっと長い時間床に座っていたはずで。長い時間待っている時間も勿体なくスマートな受付方法とは思えません。是非検討をお願いします。	朝霞市立総合体育館の個人開放について、令和3年度までは午後枠・夜間枠の2部制（各部3時間）で、貸出時間の中で受付をした順に空いているコートの利用が可能としていましたが、利用者の中には利用開始後にチームメイトと合流し、合流するたびに利用時間を延長する方が見受けられました。そのため、利用者の方が公平に2時間の利用をできるように、総合体育館の使用時間の変更に合わせて、令和4年4月より3部制（各部2時間）で1部ごとに一斉入れ替えを行うように変更しました。 より多くの方に御利用してもらえるようにこのような方法をとっていますので、御理解ください。	生涯学習・スポーツ課
6月25日	（再掲） （1）保育園について】根岸台地区の待機児童がとても多いです。朝霞駅東口から根岸台地区に保育園や保育室を早急に増やしてほしいです。現在待機児童削減に向けてどのような取り組みをしているか、来年度に反映される取り組み等を教えてほしいです。また、口コミが悪い園に対して指導、改善はされているのでしょうか。 （2）【学区の見直しについて】毎年のように意見が上っていますが、昨年、一昨年とどのような変化が見られましたか。登下校時の距離や通学路の狭さ、熱中症等の安全面を考えて学区外や市外の公立小学校に行かせることは可能なのでしょうか。 （3）【駅周辺の環境について】看板やガードレールに落書きが増えていたり、安全のためのポールが折れたままになっています。早急に対応してほしいです。また、めぐみ保育室前のビニルシートで覆われている場所は市のものでしょうか。道路を広くするなり保育室の園庭にするなり有効に活用してほしいです。	（1）の保育園について、地区ごとの保留者数等を分析し、定員の拡大や新園の整備といった対策を進めています。今後については、既存の幼稚園の認定こども園移行を検討するなど、低年齢児の定員増加に向けて調整をしています。また、各保育園等に対して、年度当初に計画を立て監査をしています。保護者からの御意見等も参考にし、安心して保育園に通えるよう、市内保育施設に対し、適切に指導をしていきたいと考えています。 （2）の学区の見直しは、市では長期的な検討が必要な課題と認識していますが、現状、各通学区域の指定校へ通学することとなります。市内の学区外の学校への通学については、市ホームページの「就学指定校変更及び区域外就学に係る許可基準」の要件に該当する場合に認められる場合があるため、教育管理課まで御相談ください。市外の公立小学校への入学は、その学校の管轄である市区町村教育委員会へ御相談のうえ、入学許可が必要です。許可要件等については市区町村によって異なります。 （3）の駅周辺の環境について、看板やガードレール等の落書き、また、ポールの破損について現地で確認をしたため、業者に対応を依頼します。また、御指摘の用地は、駅東通線として市が取得した道路用地です。駅東通線と交差する岡通線とあわせて供用開始を予定しており、現在岡通線においても用地取得をすすめています。道路として使用できるまで今しばらくお待ちください。	保育課 教育管理課 道路整備課 まちづくり推進課
7月2日	図書館でYouTube等を利用する際、イヤホンやヘッドホンを借りようとしたが、現在は貸し出しをしていないため、持参するようと言われました。そのため、図書館近くの家電量販店でヘッドホンを購入したうえで再度利用を試みました。そのうえで、イヤホン・ヘッドホンの貸出しについて、なぜ行っていないのか質問したところ、ヘッドホン等のアルコール除菌が必要等の観点から貸出しをしていないことを説明されました。他市（新座市やさいたま市等）ではヘッドホン等の貸出しをしているのに朝霞市がしていないのはおかしいと思います。ヘッドホン等の貸出しに関して回答がほしいです。	【電話にて回答】 図書館の情報検索用端末でのヘッドホンの貸出についての要望については、貸出用ヘッドホンの用意について検討開始することを説明しました。	図書館

教育・文化

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
7月22日	朝霞第五小学校南側に設置された歩道についてですが、桜の根が成長し、コンクリート舗装が浮き上がり割れて浮石のようになっていました。先日、その浮石で躓き、転倒してしまいました。以前は、桜の散るころに清掃とかされていたようですが、最近は確認できません。また、桜並木が始まる小学校保健室斜め前の桜の木を補強する添え木も地面から外れ、その意味をなしていませんし、老木になって切り倒された桜の根元にはムカデが多数発生しています。現状確認のうえ対応をお願いします。ただし、この並木は付近の住民の散歩道であり、春の桜の頃は素晴らしいものがあります。全桜伐採とか、立ち入り禁止措置等の極論に至ることなく、非常に我儘かもしれませんがよろしく願います。	朝霞第五小学校の南側道路の植樹帯については、現在の校舎等の改築以前から生育していた桜等の樹木を残し、学校用地の一部として管理しています。御指摘の舗装の浮き上がりについては、根本的な解決を図るには、樹木の伐採や伐根が最適と考えていますが、なんとか樹木を残しての補修方法等について検討していきます。また、樹木の添木や過去に伐採した樹木の切株が残っている状況ですので、これらについては、撤去や整地について学校や業者と相談しながら対応したいと考えています。桜の景観の保存については、同様の考えを持っていますので、今後についても御指摘の点を配慮しつつ、樹木の適切な維持管理に努めていきます。	教育総務課
8月1日	(再掲) 小学校での、放課後の居場所の整備が、近隣の自治体に比べて進んでいないことに不安を感じており、以下について回答をお願いします。 (1) ランドセル来館事業では長期休暇の居場所確保ができないと思いますが、その対策は必要ないという考えですか。 (2) 6年生まで希望する家庭に対して、学童もしくはそれに準ずる居場所の確保をしてほしいのですが、可能でしょうか。 (3) 居場所提供型よりもカリキュラム型の方がこどもや保護者から求められているという客観的なデータがあるなら教えてください。それがなければ、早急に要望の多い居場所提供型の放課後子ども教室の整備を進めるべきではないのでしょうか。	(1) 小学校の長期休暇中は、児童館内には飲食スペースがありますので、お弁当等を持参し、日中の安全な居場所として御利用ください。 (2) 放課後児童クラブの新設予定は現在のところありませんが、本市では、就労の有無に関わらず、全ての児童に対する放課後の居場所づくりに関して、関連する各部署と情報共有や連携を図りながら検討を行っており、今後、必要な事業を行っていきたいと考えています。 (3) 通学している小学校を会場とした、「居場所提供型」の放課後子ども教室の実施に向け取り組んでいます。現在、放課後児童クラブへの入室を希望したが入れない「待機児童」が多く発生する小学校は、学校教育で使用しない「余裕教室」がない状況です。財源に限りがあることから、待機児童が多く見込まれ、会場が確保できた小学校から実施していきたいと考えています。	保育課 こども未来課 生涯学習・スポーツ課
8月28日	教職員による犯罪被害者への支援として現金を支給するとのことですが、一般市民からの税金を使うのではなく、犯罪をした教員の給与を差押えるなどして、被害者に支給するべきです。こどもたちが安心して学べる場を確保するため、犯罪の厳罰化と併せた支援を望みます。	今回の「朝霞市教職員による犯罪被害者支援補助金」は、被害を受けた生徒の学習の保障・カウンセリングを受ける機会を支援することを目的としています。市が税金で対応するという点について、様々な御意見がありますが、優先すべきは、被害者が新しい一歩を踏み出すための支援を行うことという考えから、本事業を実施します。今回のような不幸事が二度と起こらないよう、学校での再発防止策を徹底するとともに、こどもたちが安心して楽しく学べる場をつくっていきます。	教育指導課
9月6日	(1) フリースクール（オンラインフリースクールを含む）への費用を補助してください。 (2) 不登校生徒のための教職員（学生ボランティアなども含む）を配置してください。朝霞市ではAI学習ができるようになったとのことですが、授業を受けていない子にドリルはできないと思います。 (3) 給食を止めれば給食費は払わないことができることを広く周知してください。 (4) 適応指導教室の名称変更、運営の見直しをしてください。 (5) 不登校の生徒の内申点を「1」ではなく「斜線（評価不能）」にしてください。 (6) 埼玉県にも東京都の「チャレンジスクール」のような高校を設置するように県に要望してください。	【電話にて回答】 (1) 現時点では具体的な計画はありませんが、この御意見については、引き続き検討していきます。 (2) 現時点で具体的な計画はありませんが、不登校の児童生徒や保護者の皆様に支援できる施策を検討していきます。また、市では、オンラインドリルを導入しており、これにレクチャー機能があります。授業で聞けない部分については、解説動画等を御活用ください。 (3) 学校給食費の減額等に関しては、献立表に掲載しているほか、保護者の方が御家庭のPCやスマートフォンなどでも確認できるよう市のホームページでも広く公開しています。 (4) 名称について、通称「ひばり」という名前で、現在は、社会的自立に向けた支援を目的として活動しています。現時点では10名程度の児童生徒が通室・体験通室を行っている状況です。個々の児童生徒の実態に合わせて、カリキュラムを組み、教科学習・体験学習などの支援活動を行っています。 (5) 授業に参加できずに評価の材料がない場合、「斜線」であるはずですので、何かしらの評価がついているようでしたら、学校にお問合せください。 (6) 県立のチャレンジスクールについて、要望があったことをお伝えいたします。	教育指導課 学校給食課

教育・文化

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
9月13日	朝霞市が管理する野球グラウンドに関して要望が2点あります。 1点目、秋ヶ瀬の県職グラウンドですが、管理がほとんど行き届いておらず、雑草は生え放題、グラウンドは穴だらけで雨が降ると池のようになってしまう、バックネットはボロボロ、という状況です。担当者の方にもしっかりと現場を見て、現状を知ってほしいです。 2点目、青葉台野球場ですが、ナイターを使用することが多いのですが、1塁側、3塁側の照明の下にある木の枝が邪魔をしてしまい、照明が遮られてしまっています。	1点目の県職グラウンドの維持管理については、造園業者による委託業務として外野部分の除草を毎年6月から10月の間に計7回、その他清掃・パトロールの業務を実施していますが、今年度については5月に追加の除草を行い、グラウンドの適切な維持管理に努めています。また、グラウンドの水たまりには適宜砂を投入するなどの改善に努めるほか、劣化しているバックネットについては、修繕を実施する予定としています。 2点目の青葉台公園芝生広場の照明について、指定管理者である公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社に確認したところ、樹木の枝が照明にかかっている箇所があり、高所のため職員での対応は困難であることから、業者に委託し、年末頃の剪定を予定しているとの回答がありました。	みどり公園課 生涯学習・スポーツ課
9月25日	登校班の集合時間より早めにこどもを預けたいので、問合せしたところ、受け入れてもらえませんでした。近くに頼める人もおらず、ファミリーサポート等に登録していますが、早朝からサポートしてくれる方を見つからず、このままでは仕事に行けません。大阪府豊中市では7時から開校してこどもの受け入れをされているとニュースになりました。朝霞市でも7時から開校して受け入れてくれるよう、早急に対応してほしいです。	市内の小学校の登校時刻は現在概ね午前8時頃に設定されています。設定された時刻より早い時刻の登校は、教職員の勤務時間前でもあり、児童の安全管理が難しくなると捉えています。そのため、登校時刻より早く登校しないよう、通学班会議や学校だより等でも伝えていきます。現在のところ、豊中市のように見守り要員を各小学校に配置し、登校時刻を早めるといった措置は、市の状況も異なることから難しいと考えています。	教育指導課
10月28日	(1) 四中の正門に向かって給食センター側の電柱の陰に、この先行き止まりの看板が隠れてしまい、全く見えないため、目立つようにしてほしいです。 (2) 給食センターの前にあるカーブミラーの向きが変わり、こどもの様子が見渡せないの、元に戻してほしいです。 (3) あさかたんぽぽ保育園と学童の前の木をすべて切ってしまうとのことですが、住民への連絡がないのはおかしいと思います。そして、お迎えの車が大量に駐車するので反対です。むしろ、通行止めと駐車禁止の看板を増やしてください。 (4) 栄町給食センター跡地の活用は、事前に説明会をしてください。高い建物が建ったり、駐車場にするのは反対です。テニスコートなどをつくる場合は、必ず高いネットをつけてください。	(1) 「この先行き止まり」の看板は取付位置を変更しました。 (2) カーブミラーは向きの調整を行いました。 (3) 近隣住民の方への御連絡については、民家へ危険が及ぶ前に伐採を行う必要があるため、施工決定を行いましたので、御理解のほどお願いします。なお、作業に入る前に近隣の方々へ伐採に関するお知らせを投函します。伐採後の道路への駐車等の対策については、緊急車両や居住者を除く車両の通行及び駐車ができないようにポストコーン等の設置を検討しています。 (4) 旧栄町学校給食センターの跡地活用については、現在のところ未定ですが、学校の意向を踏まえ検討します。	道路整備課 まちづくり推進課 教育総務課
11月5日	朝霞第四小学校において、2週間の間に火災発生時の誤発報が2回発生しましたが、大問題だと思います。機器点検と修理を早急に対応し、二度と誤発報が起きないように早急なる対応をお願いします。 また、消防の方が学校に立ち入って作業するのに時間がかかったように感じます。休日の発報時には必要に応じて学校側の駆けつけ体制を早急に整備してください。	朝霞第四小学校における火災報知器の誤発報については、近隣の皆様に御心配、御迷惑をおかけして大変申し訳ありませんでした。 現在、学校とも連携して、火災報知器をはじめとした機器等の点検を行っており、必要に応じて修繕や機器交換を実施していきます。また、休日における事故発生時の連絡体制についても、学校及び警備会社と改めて確認を行いました。	教育総務課
11月5日	高校生や大学生が放課後、休日に静かに集中して勉強出来る場所を作ってもらえないでしょうか。さいたま市には大宮図書館に自習室があります。朝霞市では図書館には調べ学習のスペースはありますが、自習は出来ないかと思っています。	朝霞市立図書館では、限られたスペースの中、図書館の資料を用いた閲覧等のための席を優先して設置しています。図書館本館では、図書館資料を利用した読書や調べもの等をするための席として、申込制のキャレラデスク（仕切付き個人用閲覧席）を社会人専用12席、18歳以下の学生・児童専用6席、そのほかティーンズコーナーに申込みのいない席を10席設置しています。展示集会室において展示等の本来の利用がなく、空いている場合には、自由に自習等ができるスペースとして、テーブル席を設置、開放しています。現状では、スペースの問題から自習席の常設は困難な状況ですので、御理解のほどお願いします。	図書館

教育・文化			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月25日	北朝霞公園の野球場で野球をしていた方が、隣の北朝霞公園の遊具側でタバコを吸っていました。とても危険ですし、公園にいる子どもにも危害が加わります。ルールを守れないチームには場所の貸し出しをすべきではないと思います。子どもを守るためにも必ず厳重な注意をお願いします。	市内の公園については、喫煙マナーの向上を促す看板などで注意喚起を行い、禁煙の御協力をお願いしています。また、北朝霞公園野球場の利用者への対応については、指定管理者である公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社に確認したところ、施設利用者へ向け、ポスターの掲示により注意喚起を行っているとのことでした。	みどり公園課 生涯学習・スポーツ課
12月5日	朝霞陸上競技場を利用していますが、ナイター照明が他の施設と比べ暗く、照明があまり効果が無いように感じています。LED化による消費電力削減、夏の酷暑による夜間利用需要の増加など環境も変化している状況ですが、現時点での照明設備更新の検討、計画状況について教えてください。	陸上競技場の照明施設に関しては、近年の社会情勢において、蛍光灯・HIDランプが製造中止となることを背景に、市では公共施設の照明器具を計画的に更新するための対応方針を定めており、令和10年度の完了を目標に計画的に更新を行うこととしていることから、その中で対応します。	生涯学習・スポーツ課
1月14日	(再掲) 学童が不足しており、すべての学童に入れない状態です。他の地域では、親が勤務していることの有無に関係なく小学校の空き教室を利用して子どもがいられる居場所を無償や安い値段で提供しているようです。そのような制度を作ってください。 また、児童館の利用は夕焼けチャイムまでですが、19時までの利用に変更してください。	令和7年度から朝霞第六小学校と朝霞第八小学校の2校で、平日の放課後や夏休みなどの長期休業期間の子どもたちの居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を開設します。開設時間は平日の放課後から夕焼けチャイムの午後5時(冬期は午後4時30分)までです。費用負担は、年間2,000円程度を上限に調整しています。 また、御意見のありました午後7時までの児童館の開館については、児童館から自宅に帰るまでの子どもたちの安全面の問題のほか、延長による児童館職員の労働負担増が懸念されることから、現在のところ開館時間を延長することは難しいと考えていますので、御理解のほど、お願いします。	生涯学習・スポーツ課 子ども未来課
1月30日	是非、朝霞市内にスケートボードパークを作ってください。普段、子どもと朝霞の森で滑っていますが、自転車に乗っている小さい子などと衝突したら危ないと常々思っています。お互いの安全のためにも、専用でスケボーやインラインスケートが出来るスペースがあると大変ありがたいです。	新しくスケートボードパーク等を整備するという御意見については、立地の確保、及び施設の建設や維持管理のための費用等、課題もありますが、今後も状況を注視し、新しいスポーツ施設の整備等の際には、関係部署などと連携を図りながら、研究していきます。	生涯学習・スポーツ課
2月6日	昨年より給食の品数が減っているようで、小、中学校の献立を見ても少なくなってきたと感じています。季節の行事等で出していたクリスマスケーキなども昨年はなくなりましたが、これらに何か理由がありますか。(同様の意見 ほか5件)	現状として、児童生徒に提供する給食で使用する食材の購入費は、学校給食法において保護者の皆様から徴収する学校給食費で賄うこととなっています。 御家庭でも食料品価格の上昇を感じていると思いますが、学校給食で使用する食材も大幅に高騰しており、食材購入費が逼迫している状況です。 なお、物価高騰対策のため市が月額500円分を補助した上で、給食1食分の1人あたりの食材費は、小学生が280円、中学生が315円となっております。この金額の中で給食を安定的に提供するために、日々の献立の工夫を行っています。逼迫している状況から副菜のない日を10月から月に数日設け、金額内に収まるようにしています。したがって、季節の行事食であるクリスマスケーキ等の提供も困難な状況になっています。	学校給食課
2月7日	2月に2回、朝霞第四小学校の火災報知器の誤報がありました。 21時過ぎに流れることもありました。なぜこのような事態が起きるのか説明を求めると同時に、二度と起こさないでください。	感知器を含む消防設備については、法令に基づき毎年点検を行っており、不具合等が発見された場合には、適宜改修工事等を行っています。この度、誤発報を発した感知器も点検時に不具合は生じておらず、今回の誤発報の原因は調査中ですが、現在、当該機器を交換しました。 改めて学校内の消防設備を確認し、必要に応じて修繕や機器交換を実施していきます。	教育総務課

教育・文化

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
2月12日	さいたま市を始めとした他の市のような、生涯学習センター（陶芸の設備がある）を朝霞市にも作るか、公民館などに陶芸設備の増築ができないでしょうか。このような設備への投資が3年以内にできるかどうかをお聞きしたいです。	現在、公共施設の長寿命化改修工事を計画的に進めるための「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」に基づき、老朽化した施設の改修等に優先して取り組んでいるため、生涯学習センターを新設する予定はありません。また、公民館などに陶芸設備の増築ができないかとのことですが、市では、地域の社会教育関係団体等に多様な学習機会を提供するため、陶芸設備については、東朝霞公民館と内間木公民館にそれぞれ1基ずつ陶芸用の窯を設置しており、合わせて6団体、53人の方が活動しています。	生涯学習・スポーツ課 中央公民館
3月3日	朝霞市立第三小学校へのサッカーゴールの再設置をお願いします。昨年秋ごろから、サッカーゴールが老朽化による破損等で撤去されて以降、再設置の計画がありません。小学校からは、「学校行事に関係ないものなので設置はしない」という回答でしたが、学区内において、こどもたちのびのびとプレイでき、また、球技の裾野を広げるうえでも環境の整備をしてほしいです。	朝霞第三小学校のサッカーゴールは、腐食箇所が多数あり老朽化による破損が著しい状況であったため、安全面を考慮し廃棄しました。その後、学校からは同種同等のサッカーゴールの購入依頼を受けています。学校の授業でサッカーは実施されていないことから、授業に直接使用する備品の購入を優先して検討していました。今般、状況が整ったことから、購入依頼のあったサッカーゴールについて、購入手続きを進めており、年度内に納品予定となっています。	教育総務課
3月3日	米不足による米の高騰が相次いでいるようですが、その一方で給食の米が残飯として毎日大量に廃棄されているのを目の当たりにしています。そこで提案なのですが、給食の米の量をもう少し考えてみてはどうでしょう。学生に必要な栄養などに基づいて配分していることは理解していますが、ほぼ毎日廃棄されているのにこれからも同じ量をあて、残った米を市民の税金を使って処分する過程が無駄だと思います。	米に関しては1人あたりのエネルギー量を計算した上で、クラスの人数に応じて配膳していますので、これ以上、米の量を減らしますと栄養価に影響が生じてしまうこととなります。食事は人それぞれかと思いますが、なるべく給食を残さず食べて成長過程に必要な栄養価を摂取してもらえたらと思っています。今後についても、給食を残さないような献立作りをしながら、安全で安心な給食が提供できるよう努めていきたいと思っていますので、御理解のほど、よろしくお願いします。	学校給食課
3月25日 4月4日	ゆめばれすの駐車場について、先日、第六小学校から出てきた保護者やこどもがゆめばれすの駐車場に停めてある車に乗り込むのを確認しましたが、ここは、利用者専用ではなく第六小学校の学校行事でも使用可能なのでしょうか。ゆめばれす利用者専用の場合、以下について御検討ください。 （１）ゆめばれすの駐車場にフラッパーを設置して、ゆめばれす利用者はゆめばれすで認証を受ける仕組みを導入する。経費的に無理だとしても、ゆめばれす職員がゆめばれす開催イベントに比して駐車台数が異常なときは見回りし、ルール外利用者には注意する。 （２）第六小学校側も、注意喚起したかどうかではなく結果としてルール外駐車がなくなるように、学校行事開催時は教職員がゆめばれすの駐車場でルール外駐車がないように監視するなど、実効性のある措置を求めます。 3月22日に上記事象を確認しましたが、3月22日の第六小学校の対応はどのようにしていましたか。また、これらについて、再発しないと客観的に思える回答をお願いします。	ゆめばれすの駐車場は、利用者専用の駐車場です。御提案にあるフラップ式駐車場については、導入や維持管理に多くの経費がかかることから設置は難しいものと考えています。現在、駐車場において混雑が生じた場合は、できる限り職員による見回りやゆめばれす利用者以外の方への注意を行っています。また、朝霞第六小学校に確認をしたところ、保護者が来校する際には自転車及び徒歩で来校するよう、保護者連絡アプリ「t e t o r u」や学校だより等でお願いをしているようです。また、運動会等の学校行事等の際は、管理職やPTA役員が巡回するなどして、不当に駐車場・駐輪場が利用されないよう対応しています。 3月22日は、第六小学校の行事等は行っていないため、保護者への注意喚起等は行っていないです。通年の対応として、昨年度は学校だよりを活用して各家庭への啓発・注意喚起をしていましたが、今後は年度当初の保護者懇談会等で、市民会館の無断駐車厳禁について、啓発・注意喚起を行うよう、学校に指示します。なお、ゆめばれす職員は、同日に駐車ができない車両が生じている状況や施設外利用者の駐車について把握できていませんでした。今後、館内や駐車場の利用状況を適宜把握し、適切な駐車場利用が確保できるように対応します。	地域づくり支援課 教育指導課 生涯学習・スポーツ課
3月25日	野球選手からの寄贈グローブについて、こどもたちの意思で自由に貸出しできるようにしてください。貸出しが制限されているのは、寄贈目的の「野球に興味を持つきっかけ」にならないのではと感じます。	【電話にて回答】 野球に興味をもつきっかけは、「飾って人目に触れることで」や「使うことで」等さまざまあり、各校の校長先生にも考えがあつての対応であると捉えています。当該の校長先生に確認したところ、放課後に自由に貸出しをしているとのことでした。	教育指導課

教育・文化

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
3月25日	小学校の運動会について、こどもたちの活躍を保護者が見えやすいように配慮してください。貴賓席に向かって発表していることが多く、保護者からは自分のこどもが見えづらい状態が多いです。	【電話にて回答】 運動会の目的の1つは、練習の成果を発揮することや成長を見せる場でもあります。正面に向かったの発表ということですが、各校でいろいろな場所から見ている人を意識して、隊形づくり等工夫しているところです。 当該の校長先生に確認したところ、今年度は校舎増築の関係で保護者観覧席にも限りがありましたが、来年度は今年度より広く設定できるとのことでした。	教育指導課

環境・コミュニティ			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月15日	ネットの記事を読みました「福島県いわき市で、『古着を燃やさないまち』をつくろうと取り組んでいる団体があり、市内13箇所、ほか県内8箇所に回収ボックスを設置し、古着を回収しているとのことでした。また、驚くべきは、年間250トンを超える古着の山のために、数々の『古着の出口』を作っていることです。その仕組みのおかげで、いまでは回収した古着の9割以上を燃やすことなく、『次の使い道』へと送り出している」と書かれていました。大変良い取り組みなので朝霞市でも誰か実行してもらえないかと思い、取り急ぎメールしました。	市では、衣料品や毛布などの布類を、「資源」としてごみ集積所へ出すようお願いしています。収集した布類は、再資源化を行うため、専門業者へ全量売却しています。布類はリサイクル工場にて選別され、そのまま使用可能なものは古着として再利用されるほか、古着に適さないものは布製品の原料に加工されています。また、朝霞市リサイクルプラザでは、家庭で不用となった衣類をお預かりして販売するリサイクルショップを運営し、リユースを促進する取り組みを行っています。今後も、他市の事例等を参考にしながら、積極的な再資源化に取り組んでいきます。	資源リサイクル課
4月17日	徳島県上勝町ゼロウェイストセンターの「くるくるショップ」や長野県のリビルディングセンタージャパンをこの地域でもやりたいです。現在家で片付けをしていて、たくさんの使えるものが溢れています。必要としている人のところへ届いたら嬉しいですし、家にあるけどなかなか売ることや片付けられない年配の方も多いと感じています。金銭のやり取りがなければ、気軽に利用でき、交流の場にもなる気がします。どこに相談するべきか、もしくは自分たちでできることから始めてみるべきか、何か提案してくださると嬉しいです。市内のイベントでやってみるというのも、いいなと思っています。	市では、リサイクルに関する情報拠点施設として、リサイクルプラザを運営しています。この施設では、不用となった生活雑貨をお預かりして販売するリサイクルショップ、不用となった家具を修理販売するリサイクル家具コーナー、また、不用となった品物の情報交換コーナーなどを設置して、資源、環境に興味ある方が集い、活動しています。リサイクルプラザでは、市民活動団体と協働で様々な講座や事業などを行っており、スクールグッズシェアリングや親子ワークショップ等を実施しています。興味やアイデアを具体化していくためには、市民活動団体に参加することも一つの方策であると考えられます。もしご希望であれば団体を紹介しますので、リサイクルプラザまでお問い合わせください。	資源リサイクル課
5月17日	朝霞第五小学校前の歩道橋の下で毎朝路上喫煙している人がいます。煙が歩道橋の上まで上ってくるので匂いもすごいです。通学路でもあるので注意喚起してもらえないでしょうか。時間帯はAM8:10~8:30の間です。	環境推進課職員が現地の確認を行いました。現地確認を行った際にタバコの吸い殻を数本発見しました。御指摘のとおり通学路であるため、注意喚起のために歩道橋下の道路に路面シート、歩道橋の支柱に路上喫煙に関する啓発物を設置しました。今後も喫煙者のマナーやモラルの向上に向けた啓発を継続していきます。	環境推進課
7月1日	土曜日に、第八小学校と四中の間の樹木を、業者がとってもらうさい音で、伐採しています。せっかくの土曜日にうるさくてしょうがないですし、事前の周知がないです。わざわざ休みの土曜日ではなく、夏休みの平日にやってほしいです。また、彩夏祭の花火のときの自転車と車の出入りがひどいので、例年通り、四中まへの警備員の徹底を強く要望します。	今回の樹木伐採については、第八小学校と第四中学校の間の通路に面する樹木の繁茂によるものでした。今後の学校施設の維持管理に係る樹木伐採や工事の実施の際には、近隣の皆様に配慮して実施していきたいと考えています。朝霞市民まつり「彩夏祭」の実施については、朝霞市民まつり実行委員会において、協議し決定しています。御要望については、朝霞市民まつり実行委員会にお伝えします。市としても、朝霞市民まつり実行委員会と協力・連携し、近隣にお住まいの方に御迷惑をお掛けすることが少しでも減らせるよう、対策を検討していきます。	教育総務課 地域づくり支援課
7月16日	家の前にある自動販売機前に毎日ゴミが捨てられ、その度に回収しています。ゴミ箱等はありません。ジュースの空き缶、ヨーグルトの空き容器、ポテトチップスの袋などゴミの種類は様々です。注意喚起をしていますが効果はなく、行政に相談しました。防犯カメラの設置、朝霞市の名前が入った注意喚起等検討してください。	【電話にて回答】 市職員で現地の確認をし、自動販売機が駐車場内（民地）に設置されていたため、管理会社に連絡し、ごみのポイ捨てに関する相談が市民の方から寄せられていることを説明しました。管理会社から駐車場オーナーへ、駐車場オーナーから自動販売機会社へ連絡し、対応してもらえるとの回答を得ました。また、管理会社に朝霞市環境推進課で「ポイ捨て」や「不法投棄」に関する啓発看板を市民の方にお渡ししていることを説明しました。管理会社に対応してもらおうよう依頼したこと、民地であるため市で対応が難しいことを回答しました。管理会社に対応の依頼をしたため、少し様子を見るようお願いし、理解を得ました。	環境推進課

環境・コミュニティ			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
7月26日	以下の点を要望します。 「彩夏祭の開催時期を秋にしようこと」 理由： （１）近年温暖化の影響で猛暑が続き、彩夏祭の演者もスタッフも観客も熱中症になる危険があるからです。熱中症が怖いので彩夏祭を見に行けなくなっています。 （２）猛暑の影響で、豪雨などが増えていて、急な中止の可能性が増えています。 以上、皆の健康と開催の可能性を高めるため夏ではなく秋に開催するようせつに要望します。それで彩夏祭の名称ですが、読み方はそのまま、「夏」の字を「華」に変え彩華祭にするのはどうでしょうか。	彩夏祭の開催については、主催である朝霞コミュニティ協議会（朝霞市民まつり実行委員会）が決定するものとなっています。この御意見は、市民まつり実行委員会にお伝えします。	地域づくり支援課
8月5日	朝霞市民祭りについて。 土曜日、花火大会が終了しました。日曜日は、何故かいつもカラオケ大会が始まります。日曜日くらいは、静かにしてほしいです。日曜日のカラオケはやめて下さい。	彩夏祭当日は、市役所駐車場の商工まつりのステージにおいてカラオケが実施されています。会場を盛り上げるため、ステージでは様々な催物が行われており、カラオケについても演出の一つとなっています。この御意見は、ステージを運営する関係団体にお伝えします。	地域づくり支援課
8月16日	朝霞市だけの問題ではないですが、最近クルド人が増えてきて、夜も今までより安心できません。各場所で様々な問題が挙げられていると思います。日曜日は、静かにしてほしいです。日曜日のカラオケはやめて下さい。何か対策ができるように県の方に伝えてください。	クルド人に関する問題や課題が報道されていることは存じていますが、特定の国や地域の出身である方を地域社会から排除するのではなく、人権を認め合い、存在を尊重し合えることが大切であると考えています。そのため、この御意見・御要望を市から埼玉県へ申し入れることはできません。	地域づくり支援課
8月26日	朝霞台駅南口を出た右側、武蔵野線の高架下から飲食店やスーパーの裏手にかけて、最近では異様に路上喫煙者が増えています。また、道にペイントされた禁煙マークも消えてきています。何らかの対策をお願いします。他にも北朝霞駅西口にあるコンビニへ行く路上でも増えています。	市では駅周辺を路上喫煙禁止地区とし、パトロールや広報・ホームページ・路面標示等での啓発の実施などに努めていますが、昨年度のパトロールによる指導件数が朝霞駅及び朝霞台・北朝霞駅合わせて1,026件あり、御指摘のとおり禁止地区内でたばこを吸う人がまだまだ多いのが現状です。職員が路上喫煙禁止地区を再度巡回し、御指摘のあった地点の劣化した路面シート等の啓発物の差し替えを行いました。今後も喫煙者のマナーやモラルの向上に向けた啓発を進めるとともに、パトロールでの注意喚起などを継続していきます。	環境推進課
8月29日	海外の方が近くに引越してこられてから、ゴミの集積所のルールが守られなくなりました。曜日を守らない、時間を守らない、分別していないなどです。海外の方向けのゴミ出しのルールブックを作ってください。集積所に掲げられる外国語の看板も欲しいです。	市では、外国人住民のごみ分別排出マナー向上のため、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語のごみ分別パンフレットと集積所用看板を配布しているほか、やさしい日本語と写真を使った分別チラシを配布しています。この御意見を受け、クリーンセンター職員が近隣住民を訪問し、やさしい日本語版分別チラシをポスティングしたほか、管理会社へ注意喚起を行いました。もし、状況が改善しないようでしたら、お手数ですが直接クリーンセンターへお電話で御相談ください。	資源リサイクル課
10月22日	（１）割れているポイ捨ての禁止看板がそのままになっているので御対応をお願いします。 （２）交通安全に関する掲示物について、撤去されたまま、再掲示されていません。これらを交換せずに撤去だけした理由と、交換予定があれば教えてください。 （３）掲示板ですが、期限切れで貼りっぱなしの団体には、より強く指導した方がよいと思います。今までの指導方法も教えてください。景観改善・治安悪化防止に取り組んでください。 （４）市内の「自転車放置禁止区域」や「路上喫煙禁止地区」のシールで見えにくいものについて対応をした方がよいと思います。	（１）早急に撤去しました。なお、啓発看板は市民に無料で配布しており、看板の維持管理は申請者自身に行ってもらっていますが、今後、啓発看板配付の際に、維持管理についての説明の徹底に努めます。 （２）該当の交通安全に関する掲示物について、看板の在庫がない、看板の代替となる対策を行ったこと、交通安全に関する周知ができたこと等から撤去後の再設置は検討していません。 （３）掲示板からはみ出しているものや他の掲示物に重なっているもの等を早急に改めるよう指導しました。掲示期限を超過しているものについては、発見次第、当該利用団体に注意していますが、今後も掲示板利用のルールを遵守してもらえよう丁寧に説明します。 （４）自転車等放置禁止区域の路面シールについては、貼り付け当時よりも大幅に放置自転車が減少しているため、路面シールによる啓発効果の高い場所を選定し、新しいものを貼っています。また、劣化した「路上喫煙禁止地区」路面シートは貼り替えをしました。こちらは、今後も劣化の確認を行い、劣化したものは適宜貼り替えを行います。	総合窓口課 環境推進課 シティ・プロモーション課 まちづくり推進課 保育課

環境・コミュニティ			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月18日	朝霞駅南口バスロータリーについて、飲酒・喫煙をしている方がいます。そこは禁煙エリア内ですし、周辺の保育園児も通る場所です。そのため、朝霞駅南口バスロータリーについて、セニアカーによる飲酒、禁煙エリア内での喫煙、長時間のベンチの占有、この3点については条例の制定を見据えた指導等を強化してほしいです。	現在、市では路上喫煙禁止地区内において監視員のパトロールによる指導をはじめ、広報・ホームページ・路面標示等での啓発を実施しています。また、今回、御指摘の箇所を監視員のほか、市職員でパトロールを行いました。今後も喫煙者のマナーやモラルの向上のため、啓発を進めるとともに、監視員によるパトロールでの指導並びに注意喚起を継続していきます。 次にベンチの長時間の占有に対しては、注意喚起の看板を設置するほか、状況が悪化するようであればベンチの撤去も検討していきます。 なお、朝霞駅南口広場における飲酒について、特に制約などはありませんが、トラブルが発生した場合には警察と連携して対応していきます。	道路整備課 環境推進課
11月29日	朝霞市クリーンセンターについて要望です。 現在、土日の粗大ゴミ等の持ち込みは電話による事前予約制です。 （１）コロナ禍当時、密を回避する目的でいまの運用を開始されたことと記憶していますが、改めて当時、この運用を始めた理由を教えてください。 （２）土曜でなければ持ち込みが困難なのですが、電話したところ、「週末は予約でいっぱい。翌土曜日に申込みをしたければ来週月曜日に電話して」と断られました。コロナ以前は平日同様に予約なしで持ち込みができましたが、コロナ５類移行後も、予約制を継続している理由を教えてください。 （３）電話をしないと週末の空き状況はわかりません。また、ロゴフォーム等、いくらでも手段があるなか、電話のみでの予約手段をとる理由はなんですか。 （４）予約制の撤廃をお願いしたいのですが、考えを教えてください。 （５）予約制を継続する場合、せめてオンライン申請を導入してください。	（１）当初は、コロナ禍による接触回避を主な目的として導入しました。 （２）コロナ禍の前から、土曜日の直接搬入車両は、来場時間帯に偏りがあり、長時間お待たせすることが多くあったため、それを解消するために、時間帯別の予約制として継続しています。予約がいっぱいでお断りした件については、１１月１日から２４日まで、施設工事のため一時的に受入を休止していた影響で、特殊な状況によるものです。通常の土曜日では、予約がいっぱいになることはほとんどありません。コロナ禍の前は、土曜日は多い時でも１００件程度でしたので、現在、土曜日は合計で９０件の予約枠を設けています。 （３）土曜日の予約状況としては、ほとんどの日で予約枠に余裕があり、予約がいっぱいになる場合でも、金曜日の午後が多く、お断りする事例はほとんどありません。予約をお受けした際には、市から受付番号をお客様へお伝えする必要があります。電話であれば、メール不達などのトラブルを避けられることから、電話での御予約をお願いしています。 （４）来場時間帯の偏りによってお待たせしないようにすることが目的のため、今後も予約制を継続したいと考えています。 （５）粗大ゴミのオンライン申請としては、戸別有料収集が現在導入済ですので、こちらを御利用ください。	資源リサイクル課
12月2日	喫煙禁止区域関係なく歩きタバコは取り締まられるべきではないでしょうか。	市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定し、監視員によるパトロールの実施や指導を行っています。 また、令和２年４月から全面施行された改正健康増進法では、「屋外」の喫煙については罰則などの規制がありませんが、喫煙者には、「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮すること」が求められています。 市では引き続き、路上喫煙に関して、市の広報・ホームページや路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン等を通じ、喫煙者のマナーやモラル向上に努めていきたいと考えています。	環境推進課 健康づくり課
2月20日	近年ペットを飼う家庭が増えているので、朝霞市近郊にドッグランを建設してほしいです。浜崎ドッグランはありますが、市役所近辺にもう１か所くらい作ってほしいです。	浜崎ドッグランは、飼い主同士の交流や飼い主のマナー及びモラルの向上を図ることにより、人と動物の共生社会を推進することを目的として設置した施設です。 新たなドッグランについては、用地の確保や財政上の観点からも設置は難しい状況ですが、今後も様々な意見を聴き、ドッグランの運営に生かしていきたいと考えています。	環境推進課
3月5日	野焼きについて意見です。 乾燥する時期に、ちょっとした油断で大火災となってしまう。 朝霞市で野焼きをしているのを見かけますが異常乾燥と強風が重なれば、洗濯物にすすがついていたりするのて正直不安です。野焼きに関して禁止条例罰則等を希望します。	家庭ゴミ等の野外焼却、いわゆる野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」により禁止されています。 市においても、法令に基づき、定期的及び随時パトロールを実施し、指導を行っており、ここ数年では減少傾向ですが、根絶には至っておらず、引き続き監視並びに指導に努めていきます。 例外規定はありますが、それに該当している野外焼却であっても、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている場合などには、市職員が現場に行き、周辺地域の生活環境への配慮を求めています。 野外焼却については、パトロール以外にも広報やチラシ、ホームページなども活用して住み良い環境づくりに努めていきます。	環境推進課

環境・コミュニティ			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
3月10日	朝、ゴミ捨て場から、軽トラで不燃ゴミの金属類のみ持ち去る人がいました。持ち去ってお金にならないものは不法投棄等しているのではないかと心配です。何らかの処置をお願いします。	ごみ集積所に出している資源物を、第三者が無断で持ち去る行為は、犯罪行為であり許されるものではありません。市では、資源物の持ち去りをなくするため、集積所へ掲示する啓発看板の配付や、監視パトロールを行なっています。万が一、持ち去り犯を見かけた場合は、日時、場所、車種、車両ナンバー、人物の特徴等の情報とともに、すみやかに警察へ通報をお願いします。今後も、このような行為がなくなるよう引き続き、啓発活動と監視パトロールに取り組んでいきます。	資源リサイクル課
3月25日 4月4日	（再掲） ゆめばれすの駐車場について、先日、第六小学校から出てきた保護者やこどもがゆめばれすの駐車場に停めてある車に乗り込むのを確認しましたが、ここは、利用者専用ではなく第六小学校の学校行事でも使用可能なのでしょうか。 ゆめばれす利用者専用の場合、以下について御検討ください。 （１）ゆめばれすの駐車場にフラッパーを設置して、ゆめばれす利用者はゆめばれすで認証を受ける仕組みを導入する。経費的に無理だとしても、ゆめばれす職員がゆめばれす開催イベントに比して駐車台数が異常なときは見回りし、ルール外利用者には注意する。 （２）第六小学校側も、注意喚起したかどうかではなく結果としてルール外駐車がなくなるように、学校行事開催時は教職員がゆめばれすの駐車場でルール外駐車がないように監視するなど、実効性のある措置を求めます。 3月22日に上記事象を確認しましたが、3月22日の第六小学校の対応はどのようにしていましたか。また、これらについて、再発しないと客観的に思える回答をお願いします。	ゆめばれすの駐車場は、利用者専用の駐車場です。御提案にあるフラップ式駐車場については、導入や維持管理に多くの経費がかかることから設置は難しいものと考えています。現在、駐車場において混雑が生じた場合は、できる限り職員による見回りやゆめばれす利用者以外の方への注意を行っていますが、引き続き実施していきます。 また、朝霞第六小学校に確認をしたところ、保護者が来校する際には自転車及び徒歩で来校するよう、保護者連絡アプリ <i>t e t o r u</i> や学校だより等でお願いをしているようです。また、運動会等の学校行事等の際は、管理職やPTA役員が巡回するなどして、不当に駐車場・駐輪場が利用されないよう対応しています。 3月22日は、第六小学校の行事等は行っていないため、保護者への注意喚起等は行っていないです。通年の対応として、昨年度は学校だよりを活用して各家庭への啓発・注意喚起をしていましたが、今後は年度当初の保護者懇談会等で、市民会館の無断駐車厳禁について、啓発・注意喚起を行うよう、学校に指示します。なお、ゆめばれす職員は、同日に駐車ができない車両が生じている状況や施設外利用者の駐車について把握できていませんでした。今後、館内や駐車場の利用状況を適宜把握し、適切な駐車場利用が確保できるように対応します。	地域づくり支援課 教育指導課 生涯学習・スポーツ課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月8日	朝霞台駅の近くに徒歩圏内で行ける百貨が欲しいです。 毎度用がある時に、いちいちバスや電車を使っていくのが大変です。	市では、産業の振興を推進していますが、民間事業者を直接誘致することは現状難しいと考えています。	産業振興課
4月8日	朝霞市岡2丁目にある五反田公園についてです。 ブランコの前側には柵がありますが、後ろ側にはありません。 ブランコを全面から囲うように柵を設置してもらえないでしょうか。 遊びに夢中になっている時など、言い聞かせても容易く侵入してしまうので、近づけなくなるような設備にして欲しいです。	ブランコ後方に安全柵を設置するには、公園施設業協会の定める安全基準の十分なスペースの確保が必要なため、既存のブランコと安全柵を移設する必要があります。 今後、予算や他の公園の修繕との優先順位を考慮しながら検討します。	みどり公園課
4月8日	毎年、夏祭り、桜祭りで大量のゴミ(空き缶、弁当箱等)、違法駐車、違法駐輪で困っています。 対策として桜並木付近にゴミ箱設置、駐輪駐車対策は立て看板を設置希望します。	イベントの開催については、主催団体(黒目川花まつり：朝霞市商工会、彩夏祭：朝霞市民まつり実行委員会)において、会場内にゴミの回収場所を設置するとともに会場付近には臨時駐輪場を設けているほか、各所にスタッフや警備員を配置し、巡回や指導を行うなど、会場の適切な運営に努めています。また、イベントの終了後には、関係者やボランティアによる清掃活動を行うなど、会場内における原状回復を行っています。 一方で、御意見のあった場所をはじめ、会場外についても主催団体が同様に管理することは、適切な人員配置や関係機関との協力体制などの面から難しいものと考えていますが、看板の設置などにより、来場者に対するマナーの呼びかけを徹底するとともに、必要に応じて警察等と情報共有を図り、会場外における対策も講じるよう主催団体にお伝えします。	産業振興課 地域づくり支援課
4月11日	(1) 岡3丁目にあるアパートの前の電柱のそばのマンホールの横が大きく凹んでおり、歩く際に注意しないと転倒のリスクが有ります。 (2) バス停に向かう坂道の始まりのマンホールの蓋が壊れて鉄筋が見える穴が空いています。 (3) 長い間無人の家が有り、垣根の赤芽の木の枝が坂道にはみ出し視界が悪くなっていて、曲がり角のカーブミラーも役に立たない状態です。	(1) アスファルト舗装の凹みについては、補修しました。 (2) 集水桝の蓋の破損について、業者へ修繕を依頼しました。 (3) 反射鏡の視野角等については、調整し、適切であることを確認しました。	道路整備課 まちづくり推進課
4月15日	朝霞市内循環バスが朝霞台駅北口ロータリーの一時停止の道路標識上にハザードランプをつけて長時間停止しています。これは道路交通法違反であり、他の車の交通を妨害しています。朝霞市に何度もこのことを指摘してもバス事業者には伝えないでだけの回答で改善が見られません。市内循環バスの業務委託もとである朝霞市が主体的に対処すべきであり、バス事業者に伝えても対応してくれないなら、北朝霞交番に交通の取り締まりを依頼してほしいです。	朝霞台駅北口での市内循環バスの停車位置については、ロータリーに乗り入れる市内循環バスの委託先である交通事業者三社に対し、改めて当該箇所での停車を行わないよう要請しました。 また、本年4月1日のダイヤ改正により、以前までと運行時間中における路線ごとの北朝霞駅前ロータリーでの待機時間等が変更となったことから、来月中旬頃に交通事業者と立ち会いの元、現地にて時間が重複してしまった際の対応方法や、休憩位置の設定等についての意見交換を行うとともに、朝霞警察署にも相談しながら対策案の検討を行う予定です。	まちづくり推進課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月15日	2024年4月11日、市のホームページにおいて、城山公園閉鎖の期間延長が掲載されましたが、期間延長情報が「現在経過観察中」とのみ記載されており閉鎖期間が明示されていません。城山公園の事故発生以来1年半が経過している現状において、閉鎖解除予定の公開もされていないことは行政の怠慢であると考えます。 そして、経過観察に至った理由・評価基準・閉鎖解除時期を明確にしてください。どのように安全が担保されれば解放されるかを含めて市民へ情報開示すべきだと思います。 また、2023年9月21日の城山公園の倒木による通行止めの事故について、同日に市のホームページに掲載されたものの、翌日には削除されていましたが、これは隠ぺい工作と疑わざるを得ません。	令和6年4月下旬から樹木の定期点検を実施しており結果によっては、利用再開時期が流動的となる可能性があることから、利用再開時期の予定を公開していませんでしたが、現在、市ホームページの内容を更新し、令和6年7月中の利用再開（予定）としています。 今後も専門家による定期点検を実施し、必要に応じて伐採を行う予定としており、令和6年7月中の利用再開に向け、利用再開時期等について、市ホームページ掲載の他、園路入り口部分に掲示するなど周知を図り、準備を進めます。 また、本市の樹木の評価基準については、「朝霞市公園・緑地等における樹木の点検等に関する事務処理基準」によるものとしています。 城山公園山側部分の閉鎖が長期にわたり、公園を利用される皆様にはご不便をおかけし、誠に申し訳ございませんが、公園利用者の安全確保を第一に考え、城山公園山側部分の利用再開を目指して準備を進めます。 城山公園内樹木の倒木事故について、倒木により城山通りが通行止めになっている旨を市のSNS等で周知しました。	みどり公園課
4月22日	朝霞市三原3丁目の通称「六道地蔵」の道路が交差している場所ですが、住宅街の街灯のあるロータリー方向から六道地蔵の交差点方向に出る場合、現在、新築住宅が3棟建ち、左方向からの見通しが悪く大変危険になっています。カーブミラーの設置の御検討をお願いします。昨年にも同様のお願いをした際には、担当の方から、建築が完了したら設置したい旨のお話がありました。しかし、昨年中には完成していたものの、まだ設置がありません。今一度の御検討をお願いします。	【電話にて回答】 交差点に隣接する電柱へ共架すべく手続きを開始しました。 設置は夏頃を予定していますので、今しばらくお待ちください。	まちづくり推進課
4月26日	溝沼6丁目交差点の二本松通りの坂から上がってくる右側の歩道について見通しが悪く、カーブミラーを設置してほしいです。	【電話にて回答】 カーブミラーの設置について、自転車や歩行者向けのカーブミラーの設置は行っていない旨と、今回のような信号機で制御された交差点では、カーブミラーの設置は難しい旨を説明しました。 城山通り側の歩道を自転車が行走してくることにについては、車道側に矢羽根型路面標示を設置予定であり、今後も自転車利用者に対し、車道の走行を促す啓発を行っていく旨を説明しました。	まちづくり推進課
4月30日	黒目川沿いの雑草の除草作業の回数を増やして欲しいです。 これからの時期、あっという間に草が伸びて1人が通り抜けるのがやっとの道幅になり前から来る人とすれ違うのが困難になります。 特に膝折町4丁目にある企業のあたりです。	【電話にて回答】 御要望の箇所については、朝霞県土整備事務所の管理であること、道路整備課から朝霞県土整備事務所に要望内容を伝えた旨を説明しました。 詳細については、直接朝霞県土整備事務所に問い合わせるようにお伝えしました。	道路整備課
5月7日	宮戸4丁目の歩道に設置してある車止めのポールが折れています。通学路にもなっており危ないので修理をお願いします。	【電話にて回答】 業者に修繕依頼したこと、修繕までの間はカラーコーンを設置して対処することを電話にてお伝えしました。	道路整備課
5月7日	黒目川の遊歩道を舗装することはないでしょうか。せめて、デコボコを無くして欲しいです。	【来庁されたため、窓口にて回答】 朝霞県土整備事務所の管理であるため、朝霞県土整備事務所と情報を共有したことをお伝えしました。	道路整備課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
5月8日	歩道に、草木がはみ出して茂っている箇所があり、歩行者や自転車、自動車の通行の妨げになっており危険です。御確認のうえ、整備をお願いします。 【場所】旧川越街道(県道109号線)を、膝折町一丁目方面から膝折町三丁目方面へ向かう。(上り坂です。) 左側の歩道です。バス停「膝折三丁目」の手前辺り。	御要望のあった箇所について、県道の管理をしている朝霞県土整備事務所に対応するよう依頼しました。	道路整備課
5月20日	駅周辺は整備され、人口も少ない上内間木のようなエリアの事はどうお考えでしょうか。254号線沿いの市内循環でバスを待つ時、道路脇の草が生い茂りバスが来るのが見えない、道路には苔やゴミが散乱、北朝霞公民館から内間木支所市内循環バスへ向かう道も歩道に草が生い茂り歩く事さえ出来ない、スーパーや商業施設さえない上内間木は忘れられてしまう地域ですか。せめて草刈りだけでもしてください。	【電話にて回答】 電話にて、御意見を詳細に聞いたところ国道と県道に関することでした。内容については以下のとおり。 ・国道254号線の除草をしてほしい。 ・県道朝霞蔭線に設置してあるベンチが壊れている。 御指摘の箇所については、朝霞県土整備事務所の管理であること、道路整備課から朝霞県土整備事務所に要望内容を伝える旨を説明。詳細については、直接朝霞県土整備事務所に問合せするようお伝えしました。 (追記) 県土整備事務所に確認したところ、ベンチについてはバス会社の所有物ではなく、占用申請も出てないため、所有者不明のためベンチの撤去のみ実施予定で、除草に関しては6月11日(火)から6月末にかけて、下り線から実施予定とのことでした。	道路整備課
5月23日	自転車レーンの交通に関して要望を書きます。 「朝霞税務署入口」の信号機のあるT字路なのですが、城山通りから走ってくる自転車レーン専用自転車の多くが車の信号が赤信号でも止まらずに横断歩道に直進してくるの困っています。 車の一時停止線で自転車も止まるように立て看板することや、自転車レーンにも自転車レーン用の一時停止線を設置するなど、(免許を持ってない車の停止線で停止する事を知らない可能性も)赤信号にT字路内に入らないよう、何か対策してもらえれば、とてもありがたいです。	【電話にて回答】 現地を確認し、看板設置可能な電柱があるため、看板の設置をすること、看板についてはこれから発注するので設置まで1か月前後かかることを説明しました。	まちづくり推進課
5月28日	(仮称)朝志ヶ丘一丁目計画についてです。 東上線線路脇直ぐに8階建てマンションを立てる計画となっていますが、線路脇直ぐに建てると、地震等の災害発生時、走行中の電車で倒れる等の被害が出る可能性があります。また、鉄筋コンクリートの敷地のみ土壌改良すると、地震で地盤が弱い方へ倒れるため、土壌改良をしていない線路や道路のすぐ横に鉄筋コンクリートの建物を建ててはいけません。線路脇はある程度、建物を建てずに空けるべきです。区画をすべて鉄筋コンクリート造りにすることで防災力が高まります。また、その際に、歩道等の整備の機会となります。区画整理をし、また、その時、北、東、南の道路と歩道を作り整備をするべきです。そして、これらによって、区画全体の防災力をあげるべきです。また、新築マンションのエントランス位置に、平屋の木造住宅が残る設計になっていますが、これによって、エントランスの十分な広さを確保できていません。そのため、隣接マンションとの境界部分に駐車場設置、窮屈な建物配置を含め、全体の計画に問題が多いです。木造建物を建て替えを含めた計画として防災環境面から再考してください。	【電話で質問内容について確認し回答】 朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第8条による構想届出書受付番号2024-05の計画に対する同条例第10条の規定による意見書の写し送付書の送付先及び送付方法が不明でホームページを見て意見・要望を送付したとのことでした。 条例手続きの流れを説明し、再度意見書を提出する場合は事業主に意見書を送付し、その写しと写し送付書を市の開発建築課まで送付するよう案内し、理解を得ました。	開発建築課
5月30日	幸町にある膝折浄水場について、現在、空地となっています。緑ヶ丘地区には、小さな公園が2箇所あるのみで、これほどの空地はありません。そこで、膝折浄水場を立入禁止等せず、運動場として解放することを強く望んでいます。	御要望にあった「上水道施設」(膝折浄水場跡地)ですが、土地の一部の所有権が、市と民間の共有名義となっているため、水道事業以外での使用ができない状況となっています。このため、市では現在、所有権取得に向け手続きを進めています。 今回、御意見にあった運動場として開放することについては、所有権の問題が解決した後に、今後の跡地利用の検討の参考とします。	水道施設課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
6月13日	朝霞台駅周辺の駐輪場が無さすぎて困っています。以前駐輪場だった場所が駐車場となっており、周りの駐輪場がいっぱいになり、停めるところがありません。自分以外にも停めるところがなくずっと周りを周回している人がたくさんいます。時間が無い時など停めるところがないと非常に困ります。迷惑していますので早急の対処をお願いします。	市ではこれまでに、朝霞台駅周辺における自転車駐車場として、朝霞台駅南口2カ所に2, 475台、北朝霞駅東口地下に3, 353台の収容スペースを整備してきました。また、近年利用が増加しているチャイルドシート付き自転車等の大型自転車の収容台数を増やすため、朝霞台駅南口大型自転車臨時駐車場の整備や、朝霞台駅南口第一自転車駐車場の1階部分を定期利用エリアにする等の取り組みを実施してきました。御要望にあった自転車駐車場の増設については、新たに整備できるスペースがなく、用地取得等に多額の費用を要し、財政的にも困難であるため、市としても大変苦慮しています。大変御不便をおかけしますが、朝霞台駅周辺の市の自転車駐車場の定期利用や民間駐車場を利用するなど、御理解と御協力をお願いします。	まちづくり推進課
6月14日	北朝霞駅と朝霞台駅間の通路にベビーカステラの露店が頻度高く出店しています。この場所は条例で出店禁止だと思いますが、朝霞警察に連絡しても取り締まりを行う様子はないようです。条例を制定している朝霞市としてはこの現状をどのようにお考えでしょうか。もし、この現状を知らないのであれば、毎日ではないですが、頻度高く出店しているので、偵察し現認をお願いします。	お問合せにあった北朝霞駅東口広場でのベビーカステラの販売については、御指摘のとおり、朝霞市駅前広場条例で商行為等を禁止しているため、市として認めていません。タ方に販売している現場を確認したため、撤去させるとともに今後行わないよう厳重に指導しました。今後も不当な商行為が行われないよう改めて看板などで啓発するとともに、適時、職員により現場の巡回確認を行っていきます。	道路整備課
6月17日	昨今世の中自転車のルール無視や事故が多発して、国でもルールの改定が行われました。市内の次の場所では朝の通勤、通学時間帯などの自転車は逆走をしています。場所は北朝霞駅から浄水場に向かう道路で、駅から200Mの間はほとんどの自転車が逆走です。現在ペイントされている注意文字などは消えかかっています。何らかの具体的防止対策をした方がよいかと思えます。	自転車逆走行については、市としても大変苦慮しています。東京都浄水場から北朝霞駅までの区間の安全対策について、逆走禁止の看板設置や路面標示等復旧の安全対策を順次実施していきます。	まちづくり推進課
6月25日	(再掲) (1)【保育園について】根岸台地区の待機児童がとても多いです。朝霞駅東口から根岸台地区に保育園や保育室を早急に増やしてほしいです。現在待機児童削減に向けてどのような取り組みをしているか、来年度に反映される取り組み等を教えてほしいです。また、口コミが悪い園に対して指導、改善はされているのでしょうか。 (2)【学区の見直しについて】毎年のように意見が上がっていますが、昨年、一昨年とどのような変化が見られましたか。登下校時の距離や通学路の狭さ、熱中症等の安全面を考えて学区外や市外の公立小学校に行かせることは可能なのでしょうか。 (3)【駅周辺の環境について】看板やガードレールに落書きが増えていたり、安全のためのポールが折れたままになっています。早急に対応してほしいです。また、めぐみ保育室前のビニルシートで覆われている場所は市のものなのでしょうか。道路を広くするなり保育室の園庭にするなり有効に活用してほしいです。	(1)の保育園について、地区ごとの保留者数等を分析し、定員の拡大や新園の整備といった対策を進めています。今後については、既存の幼稚園の認定こども園移行を検討するなど、低年齢児の定員増加に向けて調整をしています。また、各保育園等に対して、年度当初に計画を立て監査をしています。保護者からの御意見等も参考にし、安心して保育園に通えるよう、市内保育施設に対し、適切に指導をしていきたいと考えています。 (2)の学区の見直しは、市では長期的な検討が必要な課題と認識していますが、現状、各通学区域の指定校へ通学することとなります。市内の学区外の学校への通学については、市ホームページの「就学指定校変更及び区域外就学に係る許可基準」の要件に該当する場合に認められる場合があるため、教育管理課まで御相談ください。市外の公立小学校への入学は、その学校の管轄である市区町村教育委員会へ御相談のうえ、入学許可が必要です。許可要件等については市区町村によって異なります。 (3)の駅周辺の環境について、看板やガードレール等の落書き、また、ポールの破損について現地で確認をしたため、業者に対応を依頼します。また、御指摘の用地は、駅東通線として市が取得した道路用地です。駅東通線と交差する岡通線とあわせて供用開始を予定しており、現在岡通線においても用地取得をすすめています。道路として使用できるまで今しばらくお待ちください。	保育課 教育管理課 道路整備課 まちづくり推進課
6月26日	三原1丁目のアパートのごみ置き場前の側溝フタ補修について。 先日、側溝フタ1枚交換と複数箇所修理が完了しました。 傾斜が反対方向で雨水が溜まります。また、マンション清掃員がごみ置き場清掃した際の水が排水できていないので水が溜まります。 この状態だと冬季は氷がはり、危ないです。早急に改修工事をお願いします。	【電話にて回答】 御相談の箇所については、民地(マンション自主管理歩道)側が経年劣化により陥没しているため、側溝を補修しても状況の改善には至らないことを説明しました。	道路整備課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
6月28日	新宮戸橋の前後にあるポールを撤去してもらえないでしょうか。急に道幅が狭くなっているため、危険だと感じています。ポールに無数の傷跡があることから車に傷がついてしまった人も多いのではないかと考えています。後ろから車が来ていたりするとUターンもしづらいため、撤去もしくはぶつかってもダメージの少ないポールに変更してもらえないでしょうか。	新宮戸橋には橋の下に水道管などの埋設物があり、大型車が通行することで橋や埋設物の強度に悪影響が出るおそれがあるため、大型車の通行を規制する目的でポールを設置しています。また、ポールの強度については、大型車が強行で通過することを防ぐため、ある程度の強度を確保したものを使用する必要があると考えています。御通行の方には、御不便をおかけしていますが、橋及び埋設物の保護のため、御理解のほどお願いします。	道路整備課
7月1日	（１）ポケットパーク植栽の件 昨年3月頃に整備完了された本町2丁目8-8のポケットパークの中央に植えられている木に関してです。植えられた頃から枯れたような木でしたが、暖かい季節になれば葉がついて花が咲くと思っていたものの、一年以上経っても、花はおろか葉っぱも一枚もつきません。枯れ木であれば植え替えるか、引き抜くか対処して欲しいです。願わくば、葉が茂る元気な木に植え替えて欲しいので御検討よろしくお願いします。 （２）歩行者の左側通行 朝霞本町2丁目の駅前まで抜ける道路に関してです。朝霞は歩行者は左側通行なのかと戸惑ったほど、この道路を左側通行する歩行者が多いです。何か注意喚起するとか、道に白線で書くとか、対策はないかと思いい書きました。	（１）ポケットパーク植栽の件 御指摘のあった樹木については、令和4年度の道路改良工事に伴い植樹したもので、この御意見を受け、道路改良工事の施工業者に樹木の状態について確認したところ、根付きが悪く、すでに枯れているとのことでしたので、撤去しました。今後の植樹については、樹木の種類や植樹の方法、時期などについて検討していきたいと考えています。 （２）歩行者の左側通行 現在、御指摘のあった道路（市道5号線）を含む朝霞駅南口周辺地区について地元町内会・商店会、関係行政機関で構成する交通安全対策協議会を設置し、エリア全体での交通安全対策に取り組んでいますので、歩行者のマナー向上についてもどのような対策ができるか検討していきます。	まちづくり推進課 道路整備課
7月1日	朝霞駅東口広場駐車場をいつも利用しています。30分無料なのでとても助かります。ただ、満車の時に駐車待ちしていると、30分の無料時間を越えるのを防ぐ為に、一度プレートを乗り越えてまたすぐ入れ直す車を度々見ます。駐車待ちの車がいるのに、非常識な行為で、不正な停め方だと思います。改善策を検討してほしいです。御検討、よろしくお願いします。	【電話にて回答】 今後、注意喚起や管理体制含めて対応を検討していく旨説明しました。	道路整備課
7月1日	（再掲） 土曜日に、第八小学校と四中の間の樹木を、業者がとってもらう音で、伐採しています。せっかくの土曜日にうるさくてしょうがないですし、事前の周知がないです。わざわざ休みの土曜日ではなく、夏休みの平日にやってほしいです。 また、彩夏祭の花火のときの自転車と車の出入りがひどいので、例年通り、四中まへの警備員の徹底を強く要望します。	今回の樹木伐採については、第八小学校と第四中学校の間の通路に面する樹木の繁茂によるものでした。今後の学校施設の維持管理に係る樹木伐採や工事の実施の際には、近隣の皆様に配慮して実施していきたいと考えています。 朝霞市民まつり「彩夏祭」の実施については、朝霞市民まつり実行委員会において、協議し決定しています。御要望については、朝霞市民まつり実行委員会にお伝えします。市としても、朝霞市民まつり実行委員会と協力・連携し、近隣にお住まいの方に御迷惑をお掛けすることが少しでも減らせるよう、対策を検討していきます。	教育総務課 地域づくり支援課
7月4日	栄町給食センター跡について、昨年解体工事時に、騒音がひどいのに、それを事前に周知されずに大変な思いをしました。跡地活用がどうなるかきちゃんと説明してほしいです。解体跡は、敷地内をねずみがウロウロしていて気持ちが悪いため、定期的に害虫駆除をしてください。その際は、事前にいつやるかを通りの住宅に周知してください。解体工事に伴う、家屋調査屋根の調査がありましたが、その結果も早く知りたいです。	栄町学校給食センターの解体後の跡地活用については、現在のところ未定ですが、学校の意向を踏まえ検討していきます。 また、敷地内にねずみがいるとのことのお話については、まずは職員で定期的に確認します。 解体工事の事後家屋調査の調査結果については、調査結果がまとまりましたので、御連絡のうえ、あらためて御説明します。	学校給食課 教育総務課
7月5日	原付バイクに乗っています。最近道路の陥没が目立つようになりました。長い間放置されていてうっかりはまってしまうと大変危険です。更に最近では補修されてもしばらくすると又陥没しています。もっと早く完全に補修してほしいです。	【電話にて回答】 電話にて詳細な場所を聴き取り、職員で対応すること、広範囲な舗装は優先度の高い路線から順次行う旨を説明しました。また、同日中に職員にて穴埋め対応をしました。	道路整備課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
7月8日	東弁財3丁目の道路のハンプを撤去してほしいです。撤去作業できなくとも既にひび割れて飛び出たらこまめに修繕してほしいです。そもそもハンプの高さの根拠が不明です。机上計算して取り決めただけでないことを願います。 速度を出させない対策なら、道幅を狭めるボールのほうが危険性もなくコストもよいと思います。私見ですが、今後かかる修繕費含め、この方法は費用対効果が低く税金の無駄遣いに見えます。	東弁財地区については、市内でも死傷事故が多く、幹線道路への抜け道として使われることも多いことから、地区全体での交通安全対策を実施するため、地域の方々や小学校関係者、学識経験者等を交えた協議会を設置し協議を重ねた結果、当該箇所へのハンプの設置に至りました。なお、設置したハンプの規格については、国土交通省から示されている「凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準」に基づいたものとなっています。 また、道路における損傷箇所等については、職員が発見または、通報を受け次第、業者へ依頼し修繕を行っており、ハンプ箇所においても、適宜修繕を実施できるよう巡回確認を行っていきます。	道路整備課 まちづくり推進課
7月22日	私は朝霞台駅付近から城山公園付近までの黒目川横の歩道を頻繁に通るのですが、昨年夏も草が伸びきって歩道にはりだし通れない期間が長く続きました。岡橋をくぐる歩道(特に東洋大学側)は早くから通れなくなり、その場合横断歩道の無い車道を渡るのですが危険が伴います。その他の場所でも通れてもかなり狭くなっており自転車で追い越される場合は、自転車にあたりそうでもとても危険な状態です。何か月かに1回除草をしてもらっていますが、夏はその頻度を多くして常に安全に通れる状態にしてもらうよう、よろしくお願します。	御要望にあった箇所については、埼玉県朝霞県土整備事務所の管轄となっています。朝霞県土整備事務所に御要望の内容をお伝えしました。なお、今後の除草日程を確認したところ、お盆明けから8月末の除草作業を予定しているとのことでした。 作業の詳細については、朝霞県土整備事務所へお問い合わせをお願いします。	道路整備課
7月22日	(再掲) 朝霞第五小学校南側に設置された歩道についてですが、桜の根が成長し、コンクリート舗装が浮き上がり割れて浮石のようになっていました。先日、その浮石で躓き、転倒してしまいました。以前は、桜の散るころに清掃とかされていたようですが、最近は確認できません。また、桜並木が始まる小学校保健室斜め前の桜の木を補強する添え木も地面から外れ、その意味をなしていませんし、老木になって切り倒された桜の根元にはムカデが多数発生しています。現状確認のうえ対応をお願いします。ただし、この並木は付近の住民の散歩道であり、春の桜の頃は素晴らしいものがあります。全校伐採とか、立ち入り禁止措置等の極論に至ることなく、非常に我儘かもしれませんがよろしくお願します。	朝霞第五小学校の南側道路の植樹帯については、現在の校舎等の改築以前から生育していた桜等の樹木を残し、学校用地の一部として管理しています。 御指摘の舗装の浮き上がりについては、根本的な解決を図るには、樹木の伐採や伐根が最適と考えていますが、なんとか樹木を残しての補修方法等について検討していきます。 また、樹木の添え木や過去に伐採した樹木の切株が残っている状況ですので、これらについては、撤去や整地について学校や業者と相談しながら対応したいと考えています。 桜の景観の保存については、同様の考えを持っていますので、今後についても御指摘の点を配慮しつつ、樹木の適切な維持管理に努めていきます。	教育総務課
7月29日	朝霞浄水場と宮戸の交差点の間に横断歩道がありますが、志木方面から走らせてくると、右側に立っている人が街路樹で隠れてしまい発見が遅れて止まれず肝を冷やすことがあります。 通行している限り、使用頻度の低い横断歩道なので無くしてくれるのが望ましいですが、ある以上そうはいかないでしょうから、せめて、押しボタン信号を設置して、強制的に車を止めてください。	御要望にあった和光志木線は県道となりますので、街路樹の管理について朝霞県土整備事務所にお伝えしました。 また、横断歩道や信号機の設置管理については、警察の管轄になるため朝霞警察に確認したところ、横断歩道の廃止については地元からの要望が必要とのこと、押しボタン信号については、朝霞浄水場前交差点信号機から近いことから、設置は難しいとのことでした。	まちづくり推進課
7月31日	城山通りの東圓寺交差点から田島に向かい、最初の右折路の下り坂の見通しを阻害する小さな雑木が有り、右折の際のカーブミラーを阻害していますので伐採のお願いと、右折路に幅が有りすぎるので下からの車が大迴で右折すると城山通りからの右折車が競合する場合があり、双方のスムーズな通行を阻害します。雑木の伐採と右折の誘導の為に黄色いセンターラインを中間に引いて欲しいです。	カーブミラーの視認性を阻害していた雑木については除去しました。黄色いセンターラインの設置については警察の所管となりますが、どのような安全対策ができるのか、まずは相談したいと思います。	まちづくり推進課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月1日	膝折町4丁目のマンションの所から西朝霞公民館へ向かう、崖の様な道ですが、近年の豪雨などで地盤が心配です。泉水3丁目にある企業の傾斜部分を補強した様に、早めに対策してもらえないでしょうか。	御指摘の場所については、島の上公園の一部であり、埼玉県が土砂災害特別警戒区域に指定しています。市では、これらの区域について土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害に関する情報発信や、避難場所等の周知などを行っており、島の上公園についても引き続き公園として適切な管理に努めます。また、擁壁上部の建築物については、埼玉県建築基準法施工条例第6条（がけ）の規定に適合したものであるとして、建築時に建築確認が下りたものと考えられます。 なお、島の上公園の傾斜地下側にある西朝霞公民館の一部についても土砂災害警戒区域に指定されており、建物や擁壁については建築基準法に基づいた設計を行い、設置しています。	みどり公園課
8月1日	家の前の道路豪雨により冠水してしまう相談をし、雨水管を増設してもらいましたが、7月31日の豪雨で床上浸水になりました。雨水管の掃除は頼めばしてもらえるのでしょうか。	【電話にて回答】 雨水管の清掃については、本市でも定期的に点検を行い、泥などの堆積が確認できた場合には清掃を行っています。が、お気づきの点がありましたら、下水道施設課まで御連絡ください。現場の状況を確認の上、必要な場合には、清掃を実施します。	下水道施設課
8月7日	7月31日の豪雨の際、家の前が冠水し玄関まで水が入って来ました。結果、家の前に停めていた車が1台車内へ床上浸水して、廃車になる可能性があります。どうしてこうなってしまったのでしょうか。早急に対応をお願いします。	御要望にあった箇所の道路は、私道であることから、市で冠水対策として、新たに排水施設等の設置を行うことはできません。市としては、当該私道への雨水の流入を抑えるよう私道接続部付近に横断側溝などを設置していますが、この側溝の排水機能を維持するための清掃を業者に依頼しました。 なお、私道については、所有者の方で御対応をしてもらうことになりますが、市では、私道の整備に関する補助金を用意していますので、詳細については道路整備課へお問合せください。また、ソフト対策として、止水板を設置する際にその費用の一部を市が援助する止水板設置費補助金制度を設けていますので、詳細については下水道施設課へお問合せください。	道路整備課
8月13日	黒目川の除草をお願いします。歩いていても、自転車でも草で腕がチクチクします。小さいお子さんは目が心配です。花火大会のときにきれいにしてもらえたら、見物がより快適だったと思います。	【電話にて回答】 御要望にあった箇所は、朝霞県土整備事務所の管理であること、道路整備課から市でも現地を確認したうえで、朝霞県土整備事務所に要望内容を伝えた旨を説明しました。詳細については、直接、朝霞県土整備事務所に問合せをすようにお伝えしました。	道路整備課
8月20日	今回、発生した水災に対して、以下の要望をします。 （１）城山公園入口から笹橋方面の道を舗装してほしい。 （２）城山公園入口から笹橋方面のコンクリート壁や梯子の整備を検討してほしい。 （３）城山公園南東の坂になっている場所の側溝やグレーチングやマンホールの周辺が傷んでいるので、整備をしてほしい。 （４）城山公園周辺の内水氾濫対策を市主導で進めてほしい。 （５）城山公園南東道路（東側）の排水設備について、グレーチングの追加を検討してほしい。 （６）城山公園南東道路（西側）の排水設備について、排水溝の設置計画がない場合は、設置を要望する。 （７）城山公園内への雨水流入対策に関して、駐車場のグレーチングを延長してほしい。	（１）市道部分については、業者と立ち合いをした上で、修繕が必要な箇所について、修繕を行います。 （２）壁の修繕については、埼玉県朝霞県土整備事務所に再度、要望をしました。なお、対応等詳細については、恐れ入りますが朝霞県土整備事務所の河川管理担当へお問合せください。 （３）該当箇所の修繕を業者に依頼しました。 （４）7月31日の1時間雨量100ミリを超えるような豪雨に対して抜本的な対策を施すことは、難しいものと考えていますが、当該地の浸水被害について、軽減を図るよう関係課とも連携し、検討していきます。 （５）（６）業者と立ち合いをした上で、設置可能な箇所にグレーチング若しくは集水桝の増設を予定しています。 （７）城山公園周辺における浸水被害の軽減を図るため、可搬式ポンプによる排水活動のほか雨水貯留施設の設置や排水設備の増設など、現在、具体的な対策を講じるべく検討しています。	道路整備課 みどり公園課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月20日	宮戸3丁目の家の前の道路が大雨が降ると直ぐに車庫が冠水してしまいます。川の方に流れるように排水溝を作って欲しいです。もしくは道路の中央が下がる用に工事して欲しいです。	対応としては、横断グレーチングを1箇所、集水柵を2箇所設置します。工事時期は10月中を予定しています。 なお、道路の勾配については、中央を下げてしまうと雨水が排水されないため、道路の形状を変更する工事は難しいものと考えています。 また、ソフト対策として、止水板を設置する際にその費用の一部を市が補助する止水板設置費補助金制度を設けていますので、詳細については下水道施設課へお問合せください。	道路整備課
8月26日	北中緑地の北西方向に隣接した空き地のマンション建設の近隣住民向け説明会で、新設マンションは北中緑地に面して出入口を設け、その住民の朝霞台駅アクセスへの利便性を向上させるためとのことでした。この点について、次の懸念点があります。①北中緑地は「公園」であるが、今回の利用方法は「道路」としてであり、周辺住民の利益低下を知りながら特定企業への利益供与となる判断をしたという点で地方自治法違反ではないか。②幼児が公園として安全に利用できなくなるのではないかと。③北中緑地は、自転車通行が禁止であるが、新設マンション住民のモラルが徹底されなければ自転車で通り抜けるリスクもある。 公園事情を踏まえた行政対応として適切なのか、朝霞市がこの計画を認めた経緯を確認したいです。また、朝霞市が懸念点を認識せず判断したのであれば、出入口の新設を行わないよう計画変更することと、設けるなら、北中緑地利用者の利便性を損ねない代替手段を、不動産会社に行政指導するよう要望します。	公園・広場等は、主として休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動、交流、レクリエーション及び災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地で、原則として自由に利用できます。このため北中緑地についても、広場への出入り等について規制等は行なっておらず出入口の設置については支障ないと考えていますが、開発事業者に対し、公園・広場等の設置目的に沿って、御利用するようお願いしています。 なお、集会やお祭りなど一時的に独占して北中緑地を利用する場合は、事前に市の許可が必要となります。 また、自転車については、出入口に車止め等を設け、自転車の通行を禁止する方向で検討している旨、開発事業者から聞いています。	みどり公園課
8月28日	本町1丁目の本屋の駐車場そばにあるカーブミラーについて。 いちようの木や街路樹の成長が早く、溝沼の細い道から出るときに高確率で見えません。剪定しても少し見えにくいです。場所を道路側にずらす等、位置の変更をお願いします。 溝沼の道付近の街路樹も背が高い事が多く出づらいです。	【電話にて回答】 カーブミラーの支柱を車道側に移設した場合、大型車両に接触する恐れがあることから、現在の支柱にアームを取付け、向きを調整することをお伝えしました。	まちづくり推進課
9月12日	ケヤキ通りの両側の金網の中にある樹木について、手入れが行き届いていないように感じられます。朝霞市には、樹木医がいると思うので、もう少し手をかけてください。	改めて市職員で現地を確認しましたが、家電量販店の隣にある金網で囲まれている土地や反対側のシンボルロードの金網で囲まれている土地は、国有地のため、樹木等については、国の管理となります。そのため、市で管理を行うことができません。この御意見については、国へお伝えします。	政策企画課
9月13日	(再掲) 朝霞市が管理する野球グラウンドに関して要望が2点あります。 1点目、秋ヶ瀬の県職グラウンドですが、管理がほとんど行き届いておらず、雑草は生え放題、グラウンドは穴だらけで雨が降ると池のようになってしまふ、バックネットはボロボロ、という状況です。担当者の方にもしっかりと現場を見て、現状を知ってもらいたいです。 2点目、青葉台野球場ですが、ナイターを使用することが多いのですが、1塁側、3塁側の照明の下にある木の枝が邪魔をしてしまい、照明が遮られてしまっています。	1点目の県職グラウンドの維持管理については、造園業者による委託業務として外野部分の除草を毎年6月から10月の間に計7回、その他清掃・パトロールの業務を実施していますが、今年度については5月に追加の除草を行い、グラウンドの適切な維持管理に努めています。また、グラウンドの水たまりには適宜砂を投入するなどの改善に努めるほか、劣化しているバックネットについては、修繕を実施する予定としています。 2点目の青葉台公園芝生広場の照明について、指定管理者である公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社に確認したところ、樹木の枝が照明にかかっている箇所があり、高所のため職員での対応は困難であることから、業者に委託し、年末頃の剪定を予定しているとの回答がありました。	みどり公園課 生涯学習・スポーツ課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
9月17日	(1) 掲示期限切れのポスターが掲示されたままのため、ペナルティを課すという方法を取った方が良いと思います。 (2) 意見・要望の報告フォームに写真添付ができる仕様への変更は可能ですか。 (3) 電信柱に、「平成」の元号で自転車撤去掲示をしているところがあり、撤去か、「令和」に変更する等、管理すべきかと思います。 (4) 北朝霞陸橋横やその歩道橋への落書きやシールが貼られているので、定期的に確認するべきかと思います。また、そこにポスターが掲示されていますが許可されていますか。 (5) 北朝霞陸橋のある通りの道路や歩道横の雑草もかなり伸びているため、対応をお願いします。 (6) 住居表示案内図について、平成17年11月の地図情報ですが、更新または撤去はするのでしょうか。	(1) 市の掲示板は、市政の情報や市民の皆さんの地域情報を発信するコミュニティツールであるため、現時点でペナルティを設けることは考えていませんが、今後も掲示板利用者に対し、利用時のルールを丁寧に説明し、遵守してもらえるよう努めていきます。 (2) ウイルスに感染する危険性を回避するため、データを添付できない仕様としています。 (3) 「平成」の元号が表示されているものを撤去しました。 (4) 現地を確認し、業者と相談し対応していきます。該当のポスターについては、市で掲示の許可はしていないため、現地確認時に職員が撤去しました。 (5) 現地を確認し、必要に応じて除草作業を行います。が、除草業者が繁忙期に当たるため時間がかかる場合がありますので、御了承ください。 (6) 基本的に、街区の番号や配置は変更されることが無く、作成当時から変更されていないので、現状のとおりとします。今後は、定期的に見回りを実施するなど、適正な維持管理を実施していきます。	シティ・プロモーション課 まちづくり推進課 道路整備課 総合窓口課 市政情報課
9月25日	先日、乗継券でわくわく号に乗車したところ、運転手から「これは昨日の乗継券じゃないのか」と言われました。運転手は間違いに気づき、何度も謝っていましたが、日付けの記入ミスや勘違いはわくわく号の利用者に迷惑をかけます。運転手が日付をしっかりと認識するよう、各事業者へお願いしてください。	この度の御指摘を受け、市内循環バスの運行を委託している3社に対し、この御意見をお伝えするとともに、乗務員のマナーや接遇について、細心の注意をはらい対応をするよう指示しました。	まちづくり推進課
9月25日	朝霞駅南口から国道254号線への道の街路樹の雑草がひどいです。特に第八小学校の辺りは雑草が伸びきって歩道が半分くらいしか歩けなくなっています。管理が追いつかないのであれば、街路樹をなくし、その分歩道を広げることも考えてください。	該当地は、市で年に2回、除草を造園業者に依頼している箇所となっており、2回目を9月30日から10月8日にかけて実施しました。今後も業者との剪定の日程等を調整し、適正な管理に努めます。	道路整備課
10月17日	朝霞市のマンホールカードが水道庁舎にしかないと知りました。そこにしかない、遠方の人が手に入れないため、市役所や駅前出張所で手に入れられるようにし、ブランド力を高めてほしいです。	マンホールカードは、下水道への理解、関心を深めてもらうことを目的として発行されていますが、市ではホームページ等に下水道の情報を掲載し、広報を行っていますので、現在のところマンホールカードを発行していません。	上下水道総務課
10月22日	(再掲) (1) 割れているボイ捨ての禁止看板がそのままになっているので御対応をお願いします。 (2) 交通安全に関する掲示物について、撤去されたまま、再掲示されていません。これらを交換せずに撤去だけした理由と、交換予定があれば教えてください。 (3) 掲示板ですが、期限切れで貼りっぱなしの団体には、より強く指導した方が良くと思います。今までの指導方法も教えてください。景観改善・治安悪化防止に取り組んでください。 (4) 市内の「自転車放置禁止区域」や「路上喫煙禁止地区」のシールで見えにくいものについて対応をした方が良くと思います。	(1) 早急に撤去しました。なお、啓発看板は市民に無料で配布しており、看板の維持管理は申請者自身に行ってもらっていますが、今後、啓発看板配付の際に、維持管理についての説明の徹底に努めます。 (2) 該当の交通安全に関する掲示物について、看板の在庫がない、看板の代替となる対策を行ったこと、交通安全に関する周知ができたこと等から撤去後の再設置は検討していません。 (3) 掲示板からはみ出しているものや他の掲示物に重なっているもの等を早急に改めるよう指導しました。掲示期限を超過しているものについては、発見次第、当該利用団体に注意していますが、今後も掲示板利用のルールを遵守してもらえよう丁寧に説明します。 (4) 自転車等放置禁止区域の路面シールについては、貼り付け当時よりも大幅に放置自転車が減少しているため、路面シールによる啓発効果の高い場所を選定し、新しいものを貼っています。また、劣化した「路上喫煙禁止地区」路面シートは貼り替えをしました。こちらは、今後も劣化の確認を行い、劣化したものは適宜貼り替えを行います。	総合窓口課 環境推進課 シティ・プロモーション課 まちづくり推進課 保育課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月28日	バスケット型のブランコがある公園が市内には1件しかなく、その公園も階段が多くベビーカーで行くのは難しいです。バスケット型のブランコを増やして欲しいです。	【電話にて回答】 ブランコが2基設置されている弁財公園及び北割公園で、劣化によるブランコ吊席の交換を今年度中に予定しているため、少なくとも1つはバスケット型ブランコを設置することをお伝えしました。	みどり公園課
10月28日	(再掲) (1) 四中の正門に向かって給食センター側の電柱の陰に、この先行き止まりの看板が隠れてしまい、全く見えないため、目立つようにしてほしいです。 (2) 給食センターの前にあるカーブミラーの向きが変わり、こどもの様子が見渡せないで、元に戻してほしいです。 (3) あさかたんぼ保育園と学童の前の木をすべて切ってしまうとのことですが、住民への連絡がないのはおかしいと思います。そして、お迎えの車が大量に駐車するので反対です。むしろ、通行止めと駐車禁止の看板を増やしてください。 (4) 栄町給食センター跡地の活用は、事前に説明会をしてください。高い建物が建ったり、駐車場にするのは反対です。テニスコートなどをつくる場合は、必ず高いネットをつけてください。	(1) 「この先行き止まり」の看板は取付位置を変更しました。 (2) カーブミラーは向きの調整を行いました。 (3) 近隣住民の方への御連絡については、民家へ危険が及ぶ前に伐採を行う必要があるため、施工決定を行いましたので、御理解のほどお願いします。なお、作業に入る前に近隣の方々に伐採に関するお知らせを投函します。伐採後の道路への駐車等の対策については、緊急車両や居住者を除く車両の通行及び駐車ができないようにポストコーン等の設置を検討しています。 (4) 旧栄町学校給食センターの跡地活用については、現在のところ未定ですが、学校の意向を踏まえ検討します。	道路整備課 まちづくり推進課 教育総務課
10月29日	いつも浜崎ドッグランを利用しています。浜崎ドッグランの前の通りは雑草が生い茂り、車に傷がついてしまう状況です。なんとか早急に草刈りをお願い出来ないものでしょうか。	【電話にて回答】 市職員で、御指摘箇所の除草を行った旨の回答をしました。	道路整備課
10月31日	通勤に車を使用していますが、最近、朝霞郵便局前から武道館入口の信号が渋滞します。以前はスムーズに車が進んでいたのが、信号のタイミングがずれて始めて今は通行するのに時間がかかってしまいます。信号が変わるタイミングを直してもらえないでしょうか。	【電話にて回答】 朝霞警察署に確認をしたところ、県道が幹線道路となっており、信号としては優先されるため、市道側の信号を調整することは行わないとのことでした。また、信号調整しても、カーブで見通しが悪い通りのため、交通をスムーズにしない理由のひとつとのことでした。	まちづくり推進課
11月7日	(1) 北朝霞保育園前の電柱に設置してある「駐車禁止」看板を少し見やすい位置に設置したほうが良いと思います。また、さくら保育園付近にある「危険！！徐行」の掲示は劣化しているので、園児の安全のためにも早めに交換した方が良いでしょう。 (2) 南割公園付近の「ハンブ最徐行」の掲示が車の進行方向とは違う向きになっているので角度を直したほうが良いと思います。 (3) 県税事務所から五小に行く途中のグレーチングから長い枝が一本突き出て危険のため、撤去した方が良いでしょう。 (4) 住居表示について、汚損のまま掲示しているものの理由を教えてください。簡易住居表示案内について、撤去後、再掲示しない理由を教えてください。 (5) 掲示板のポスターについて、大きさをA4に統一するなど、ルール変更を検討してはどうですか。また、古い錆びた画紙の撤去もされていないところがあります。	(1) 「駐車禁止」の看板については、新しいものと交換するとともに、設置位置の調整をしました。また、さくら保育園付近の巻き付け表示については、劣化していたため、新しいものと交換をしました。 (2) 根元部品の破損が見受けられたため、修繕しました。 (3) 撤去しました。 (4) 住居表示簡易案内板については、設置した当時は、市内各所に地図が掲示されていることで、現在地や目的地を確認できることなどを目的として設置しましたが、現在は、スマートフォンなども普及し、現在地から目的地までの案内も容易にできるなかで、このような住居表示案内のニーズがあるかなども踏まえて、再設置について検討します。今後、市内全域の案内板を順次確認し、劣化が激しいものについて撤去作業を進めていきます。 (5) 市掲示板の利用上のルールは、引き続き、利用者に対して丁寧に説明します。また、市職員に対しては、掲示板を利用する際、掲示物等の状況を確認し、必要に応じて撤去等をするよう通知しています。なお、直近で市内129カ所の全掲示板に対する定期点検を実施し、掲示板及び周辺環境の美化作業を行いました。また、掲示できるポスター等は、団体等が工夫を凝らして作成しているため、大きさの一律化や掲示板に区割りを施すことは、現在のところ考えていません。	まちづくり推進課 道路整備課 総合窓口課 シティ・プロモーション課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月11日	朝霞台駅の階段がとても不便です。スロープやバリアフリー、駅向こうへ自転車で通れる連絡通路などの対処してほしいです。	朝霞台駅におけるバリアフリーについては、現在、東武鉄道においてエレベーター設置工事を実施しており、2025年度中に完成予定となっています。なお、東武鉄道に確認したところ、エレベーター内に自転車等を載せることは想定していないとのことでした。また、改札前の自由通路については、朝霞台駅は乗降客数が大変多く、通行者の安全確保の観点から、自転車の通行は想定していませんので、自転車で線路を横断する際にはお近くの陸橋を御利用ください。	まちづくり推進課
11月13日	わくわく号を運行しているバス運行会社では、わくわく号専用車の予備が無く、ほぼ毎日の様に代走が発生しています。先日はバス運行会社のカラーの普通路線バスにて代走しており、狭い道を走行する市内循環バスには非常に適していない大きさで混乱を招いています。初見でもわくわく号とわかるぼたんデザインのわくわく号を増備、あるいは代走車に貼るわくわく号のステッカーをわかりやすいデザインで作成して、バス運行会社へ渡すなど、対応してください。	市内循環バス「わくわく号」の代車については、バス運行会社へ確認したところ、整備等の都合により同サイズの車両での代車運行を行うことがあり、その代車についても整備が重なり走行できない際には中型車両での運行を行っているとのことでした。御指摘のとおり、比較的狭い道がルートとなっている市内循環バスとしては大きな車両となることは理解していますが、新たな車両の確保が難しい状況ですので御理解ください。 なお、「わくわく号」という表示については引き続きバス運行会社と協議し、代車が市内循環バスであることが一目でわかる表示を検討していきます。	まちづくり推進課
11月15日	八小の学童保育付近にある道路の大きな木を全て伐採するらしいという事を耳にしましたが、その場合、二つ懸念される事があります。一つ目は、道路に障害物がなくなること、通行する自転車のスピードが上がり、事故のリスク増加を招くと思います。二つ目は、この場所は行き止まりにも関わらず、自動車も間違っ進入してくる事が多々あります。この道路は、小中学校の通学路で、学童や保育園もあります。市は、この工事をどう考え進めていくつもりなのか知りたいです。	伐採後の当該道路については、緊急車両や居住者を除く車両の通行及び駐車ができないようにポストコーン（樹脂製の車止め用のポール）等の設置を検討しています。 また、自転車の走行については、自転車が通過する際にスピードを落とすように前述のポストコーン等の設置方法を工夫するほか、過度なスピードで走行しない旨の注意看板を設置するなどの対策を検討しています。	道路整備課
11月18日	（再掲） 朝霞駅南口バスロータリーについて、飲酒・喫煙をしている方がいます。そこは禁煙エリア内ですし、周辺の保育園児も通る場所です。そのため、朝霞駅南口バスロータリーについて、セニアカーによる飲酒、禁煙エリア内での喫煙、長時間のベンチの占有、この3点については条例の制定を見据えた指導等を強化してほしいです。	現在、市では路上喫煙禁止地区内において監視員のパトロールによる指導をはじめ、広報・ホームページ・路面標示等での啓発を実施しています。また、今回、御指摘の箇所を監視員のほか、市職員でパトロールを行いました。今後も喫煙者のマナーやモラルの向上のため、啓発を進めるとともに、監視員によるパトロールでの指導並びに注意喚起を継続していきます。 次にベンチの長時間の占有に対しては、注意喚起の看板を設置するほか、状況が悪化するようであればベンチの撤去も検討していきます。 なお、朝霞駅南口広場における飲酒について、特に制約などはありませんが、トラブルが発生した場合には警察と連携して対応していきます。	道路整備課 環境推進課
11月25日	（再掲） 北朝霞公園の野球場で野球をしていた方が、隣の北朝霞公園の遊具側でタバコを吸っていました。とても危険ですし、公園にいる子どもにも危害が加わります。ルールを守れないチームには場所の貸し出しをすべきではないと思います。子どもを守るためにも必ず厳重な注意をお願いします。	市内の公園については、喫煙マナーの向上を促す看板などで注意喚起を行い、禁煙の御協力をお願いしています。 また、北朝霞公園野球場の利用者への対応については、指定管理者である公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社に確認したところ、施設利用者へ向け、ポスターの掲示により注意喚起を行っているとのことでした。	みどり公園課 生涯学習・スポーツ課
11月25日	朝霞台駅南口の露店（ベビーカステラ）の出店について。 現在、朝霞台駅のエレベーター設置工事による仮囲いのため、歩道の幅員が非常に狭くなっているところ、この露店によってますます通行が難しくなっています。また、許可証等の掲示はされていません。担当部署や朝霞警察署の連携のもと、なんとか是正の指導をしてもらえないでしょうか。	朝霞台駅南口広場でのベビーカステラの販売については、御指摘のとおり、朝霞市駅前広場条例で商行為等を禁止していることから、市として認めていません。 これまで、北朝霞駅東口広場や朝霞台駅南口広場で同一業者による、ベビーカステラの販売を確認しており、巡回等で発見した場合は指導を合計4回ほど行いました。併せて、屋台の設営ができないよう、コーンや看板の設置を行っています。しかし、その後も営業が確認されたため、北朝霞駅前交番の職員に、今後、営業を発見した場合は指導をするよう依頼しています。 対応に苦慮していますが、今後も不当な商行為が行われないよう、より具体的な内容の看板などで啓発するとともに、警察との連携、適時、職員により現場の巡回確認を行っています。	道路整備課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月25日	城山公園が全面解放されましたが、山側の上にある2箇所の広場は2年間放置された結果、雑草と竹が生い茂ったまま放置されており、適正な維持管理がされているとは言い難い現状です。除草と整備をすべきと考えますが、今後の対応の有無と対応時期を明確にしてください。	城山公園については、園路に生育する草木が通行の支障になるため、令和6年9月11日の全面開放前に、2箇所の広場(一の郭、二の郭)を含む園路部分の除草作業を実施しました。 今回のお問合せがあった後、職員で改めて現地確認を行ったところ、広場の園路外の草木が繁茂している状況を確認しました。除草作業については、12月中旬を予定しています。	みどり公園課
12月2日	今回、認可された共同住宅を建設する事業計画(2023-43)によれば、その共同住宅が西弁財1丁目地区における各戸建ての南側の採光を大幅に遮るようになり、建設されることになっています。 本事業が近隣商業地域の合法的な計画であったとしても、用途地域の指定以前に生活してきた西弁財1丁目地区の住民にとっては、閉塞感をもちたすと言わざるを得ません。事業計画に関し、見直しの指導をお願いします。	西弁財1丁目地区は、条例協議が締結され、手続が進められています。 当該計画に関しても、開発事業等手続及び基準等に関する条例の規定に基づき、構想の説明、その説明の経過及び結果を記載した報告書等を市に提出したほか、事業計画についても同様に所定の手続きを実施しました。 このように、手続きが適正になされ、令和6年8月30日に条例協議の締結をしており、事業計画変更等の行政指導を行うことはできないものと考えています。 市としても、近隣住民の方々から提出された意見書に関して、可能な事項については配慮するよう事業者へ要請を行っているため、御理解のほど、お願いします。 なお、工事着手までは、申出があれば当事者間の自主的な紛争の解決を図るための調整の場を提供することは可能です。	開発建築課
12月20日	水道の市委託会社の職員が訪問し、向かいの家の人の件で質問をしてきました。不審に思い、後ほど、水道庁舎へ行き質問した理由等を尋ねたが、そもそもそういった質問をしていないと返答があり、経緯の食い違いが生じているため説明してほしいです。また、訪問時に実際には在席していたのに、委託会社の責任者が不在といった理由も教えてほしいです。 なお、今後について、訪問方法をどのように改善するのでしょうか。また、電話や通知を出しても返答のない宅を訪問する意味はあるのでしょうか。訪問する職員の行動や態度等を指導するべきなのではないでしょうか。	これまでの経緯については、窓口での対応や、意見・要望の内容のとおり、双方の主張に相違があり、それぞれの主張を客観的に裏付ける記録等もないことから事実確認することは難しいものと考えています。 次に、訪問する業務従事者の態度や言動については、お客様に不快な思いをさせることのないよう、委託会社に対し、改めて注意喚起を行いました。 今後の対応についてですが、訪問業務は検針や水栓の開閉栓、公金の徴収及び収納など、上下水道事業に係る業務の遂行に必要であることから、引き続き実施していきたいと考えています。	上下水道総務課
12月23日	田島の畑の土埃や歩道に溢れた土を何とかしてください。以前に対応しますと回答を得てから何もされていません。強風に土埃が運ばれ自宅のバルコニー等は、何度掃除してもたちごっこです。歩道は畑から溢れた土が溜まっており、雨の日は滑って危ないです。畑は1年中何も栽培されておらず、土が舞うだけの敷地になっています。これは法的に問題があるのではないのでしょうか。	経緯について、前回、現地確認後、農地所有者に連絡を取り、現状と要望内容を説明したところ、農地所有者から緑肥作物の作付けを行う旨の回答がありました。その後、コスモスが作付けされたことを確認しています。 今回の対応としては、現地確認を行い、農地管理について改めて農地所有者に状況を説明し、対応策の実施を依頼しました。その後、緑肥作物としてえん麦を作付けした旨の報告がありました。この際、道路への土砂流出防止策についても依頼しています。また、歩道の状況については、道路を管理する埼玉県朝霞県土整備事務所に説明し、今後、歩道の清掃を行ってもらうこととなりました。	産業振興課
1月10日	北朝霞駅から浄水場に向かう道路ですが、通勤、通学時間に、道路自転車通行帯を逆走する自転車が多く、危険です。注意看板や自転車通行帯に矢印表示のペイントをしていますが、薄く消えかかっているの、見直してください。	【電話にて回答】 自転車専用の路面標示を復旧したこと、看板を1つ設置できそうな場所があるため、増設し、改めて様子を見ることをお伝えしました。	まちづくり推進課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
1月21日	市内循環バスについてアンケートをとっていましたが、それは反映されるのでしょうか。バスの並び方について、シール等で表示は出来ないでしょうか。また、乗り場の近くにベンチで待つ人もいて、順番が前後する場合もあります。 また、城山通りと溝沼6丁目交差点からパン屋の歩道が暗すぎると感じます。防犯面からも、もう少し明るく出来ないでしょうか。	アンケートの回答内容については、地域の公共交通を、皆さまで利用しやすく、持続可能なものにしていくための「第2次朝霞市地域公共交通計画」の策定に向けた大切な基礎資料とし、バス待ち環境の充実など、各種施策への反映について検討をしていきます。 御指摘の歩道については、道路照明灯を設置した際に、あらかじめ、畑の所有者から承諾を得る必要があります。市内では他にも照明灯を増設しなければならない箇所もあり、限られた予算の中、すぐに照明を設置することは難しいと思いますが、今後、検討をしていきます。	まちづくり推進課 道路整備課
1月29日	岡方面は近くにスーパーやコンビニが少ない気がします。徒歩で行けるような商業施設も増やしてほしいです。	市では、産業の振興を推進していますが、民間事業者を直接誘致することは、現状、難しいと考えています。	産業振興課
1月30日	向山公園にトイレを作ってほしいです。近所のお家へ借りに行く小学生もいるようです。	公園のトイレについて、大規模な公園のほか、野球場やテニスコートなどを有し、公園の利用に一定程度の時間を要する公園や利用者が多く見込まれる公園を新設する場合などについては、基本的に設置する方向で検討しています。一方、御要望の向山公園など、地域に身近な公園については、一律に設置を進める対象としておらず、現時点で向山公園にトイレを設置する計画はありません。	みどり公園課
2月12日	宮戸4丁目付近の道路について、当該箇所は右左折時の見通しが悪く、直近で交通事故やヒヤリハットが複数回発生しています。改善されない場合、重大事故につながる可能性が高いため、カーブミラーの設置をお願いします。	【電話にて回答】 該当箇所は私道からの出口のため、補助金を活用するうえ、設置を検討してもらう必要があることを説明しました。	まちづくり推進課
2月17日	城山公園にあるテニスコートの床の張り替えをお願いしたいです。所々に空気や水が入ってしまい、球のパウンドが変わってしまうところがあるため、改善してください。 また、テニスコート、バスケットコートの間に柵を設けるなどの対策を取ってください。	テニスコートについて、劣化状況を考慮し、利用上の危険が高い場合などは床の張り替え等を今後検討します。 テニスコートとバスケットコートの間に柵を設けることについては、大規模な工事になることから、すぐに実施することは難しいと考えていますが、利用状況などを鑑みて、今後設置を検討します。	みどり公園課
2月17日	産業文化センターのピアノを新調するか修理をするなどの対策をとってください。	産業文化センターのグランドピアノについては、指定管理者において、年2回の保守点検を委託しており、点検結果に基づき、必要な修理等を行っているところです。 この御意見については、指定管理者に共有し、保守点検結果を踏まえながら、今後の対応について検討していきます。	産業振興課
2月20日	春先になると根岸台の畑の土埃がひどいです。農家へ土埃対策の緑肥作物を配布しているとのことですが、近隣で使っている畑は1か所しかなく、全く意味をなしていません。これだけ毎年近隣へ迷惑をかけていることを考えるとむしろペナルティが必要ではないでしょうか。 道路にも土が流出して危険ですし、目や鼻に入ると有害、窓を閉めていても家の中まで入ってきて迷惑です。	冬の間は土を肥やす休閑期であることから、生産者の方は作物を栽培せず畑を休ませています。このため、強風に見舞われるこの時期には畑からの土埃でお困りの方がいらっしゃることは存じています。 市としては、土埃対策として、毎年、土を肥やす緑肥作物の種子を希望する農家へ配付し、対応をお願いしています。今回の御意見御要望を受け、該当地区の農地所有者の方へ連絡し、状況を伝えたくて、次回配付時における緑肥作物の申込みなどの対応をお願いしました。	産業振興課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
2月25日	公園はわりとありますが、幼児が乗れるバケット型ブランコや、幼児向けの遊具があまりなく不便です。また、城山公園は上に行くのに階段しかなく、ベビーカーでは行けず、がっかりしました。1つくらいスロープがあってもいいのではないのでしょうか。そして、カーブのある坂道で幅も広くないところがたくさんあります。歩道は無理でもガードレールを設置してください。	バケット型ブランコについて、市内の公園で設置してある場所は、現在のところ島の上公園にある1基のみですが、新たに北割公園とまぼりひがし公園に設置を予定していますので、もうしばらくお待ちください。 城山公園について、勾配のある斜面地を上げるための階段や通路を整備していますが、御指摘のベビーカーや車椅子を利用される方が無理なく上がるためのスロープを整備するには多額な費用が必要となるため、現時点では難しいものと考えています。 次に、御指摘の道路については、道路の幅が狭くガードレールを設置できる場所が少ないこと、また、設置すると車両のすれ違いに支障が生じるおそれがあることから、設置は難しいものと考えています。しかし、現地の状況は道路の幅が狭く坂も急であるため、交通安全上の問題が生じるおそれがあることから、看板の設置や路面表示等の対策について検討していきたいと思います。	みどり公園課 道路整備課 まちづくり推進課
2月27日	広報で、市民循環バスが7,000万円の赤字と記載されており、看過できるものではありません。そもそも路線バスが近くに通っていない人にとって利用が難しく、市税の公平な利用という観点でも微妙と思っています。もし循環バスを整備する目的を「交通弱者への移動補助」と置くのであれば、高齢者・乳幼児のいる世帯・障害を持つ方などへ、タクシー券の配布のような形にはできないのでしょうか。こういった議論をする場があれば参加したいです。また、市議会でも継続的に取り上げてもらえればと思います。	市内循環バス「わくわく号」については、年間で延べ40万人近くの利用がある必要不可欠な運行サービスとなっています。その一方で、収支の改善は必要であると認識していますので、効率的な運行内容の見直しについて検討を行うなどの対策を実施していきたいと考えています。 また、バス停へ行くことや自力での移動が困難な交通弱者の方に対しては、福祉部門において高齢者や障害者の方を対象に各種移動支援を行っています。 現在、バスに特化した議論の場を開催する予定はありませんが、都市計画マスタープランの改定作業の一つとして、地域ごとのまちづくりについて考えるワークショップ「あさかまちづくりサロン地域版【第1回】」を開催しますので、御興味がありましたらお申込みください。	まちづくり推進課
3月10日	住宅街の道ですが、個人住宅の建築のために掘り起こした下水工事の後の道路は、まるでモザイクのタイルを貼ってあるようにデコボコに仕上がっています。雨の日はとても気になります。	【電話にて回答】 現地を確認したうえで、舗装箇所の候補に入れることを伝えました。	道路整備課
3月14日	朝霞市あずま南地区土地区画整理は地元住民には何らメリットはなく、改悪でしかありません。 (1) 駅周辺商業地から遠隔な根岸台地区住民が利用するコンビニがなくなりました。 (2) なぜ、この機会に該当地区の渋滞の多い交差点の道路拡張を行わないのでしょうか。 (3) 計画策定前の段階で、「誰にでも分かる、誰の目にも入る広報や周知」もなく、あったとしても知らない市民が多かったと思います。整備工事が始まって、それは変わっていないです。	御指摘の土地区画整理事業は、住民主導の事業であり、御意見については、あずま南地区土地区画整理組合事務局（以下、「組合」という。）に確認しました。 (1) あずま南地区の土地利用については、地権者の意向によるものですので、コンビニエンスストアの営業希望がありましたら、組合として協力していきたいとのことでした。 (2) 御指摘の交差点については、渋滞対策として右折車線設置の御要望が市にありましたので、組合に伝えており、現在検討中とのことです。 (3) 土地区画整理事業の周知については、令和4年に組合から市に事業の認可申請が提出された際には、広報に掲載したうえで、事業計画書をまちづくり推進課窓口およびホームページで2週間公開するとともに、意見書を受け付けました。 市としても、新たな土地利用が適正に誘導されるよう、地区計画等の都市計画の変更をしていますが、組合の事業計画書と同様に周知を行うとともに、地域住民の方々の御意見を反映するため、住民説明会を開催しています。 工事内容については、組合から近隣住民へのポスティングのほか、組合ホームページ及び市ホームページで周知しています。 なお、当該事業区域内の土地利用の詳細については、直接、組合にお問合せください。	まちづくり推進課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
3月17日	交通ルールについて。 許可された歩道以外は原則自転車は車道を走ることや、歩道を自転車で走る場合は、歩行者が絶対優先なはずですが、朝霞市でもあまり理解されていません。市役所から川越街道への道もどちらが歩道かはっきりしません。本町2丁目のスーパーのある通りは狭く、その店の前の道路にはみ出して停めている車や自転車が多くあり、交差点も危険ですので警察にしっかりパトロールをお願いしてください。 また、交差点に設置してあるミラーが汚れ、劣化で見えない場合はどこに連絡すればよいか教えてください。	自転車の交通ルールについては、朝霞警察署や朝霞地区交通安全協会などと合同で実施している、年4回の交通安全街頭啓発活動をはじめ、毎年5月に実施される九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間には、朝霞警察署と連携し、市内全ての小学4年生を対象にした自転車運転の講習を実施しているほか、広報やホームページへの掲載などを実施、また、地元企業や朝霞警察署と連携して啓発活動を行うなど、様々な機会を捉えて周知を図っています。 次に、自転車が通行可能な歩道について、市役所から警察署方面へ向かうシンボルロードは、自動車の通行が多い道路のため、「朝霞中央公園入口」から「朝霞市役所前」までの区間の歩道で、普通自転車通行可とする交通規制が定められています。市役所から消防署方面へ向かう県道には同様の規制はかけられていません。 また、本町2丁目の通りは、通常の荷さばき等で停車している場合は、駐車禁止の対象とはなりませんが、この意見を朝霞警察署交通課へお伝えしました。 道路反射鏡に関するお問合せは、まちづくり推進課交通政策係で受け付けます。	まちづくり推進課
3月19日	まぼりひがし公園が整備されましたが、植栽の間に頭くらいの石が配置しており、子どもが遊んでいたりする時、つまずいて怪我をする可能性があると思います。 また、植栽が多過ぎると感じており、木々が成長した際、公園の中が見にくくなりそうです。 そのほか、舗装した所がありますが、自転車の通路にしてはかきかきしています。	まぼりひがし公園の植栽間の石については、四季の移ろいを感じる花木や紅葉木、景観木を配置し、自然とのふれあいの場を創造するため設置したものです。 また、植栽の配置については、設計の際に景観アドバイザーの意見を聞き、常緑樹と落葉樹のバランスや成長速度を踏まえた配植により、防犯面にも配慮した開放的で明るく、季節を感じられる景観となっています。 舗装部分については、車いすの方でも公園内を散歩することができるよう舗装したものとします。	みどり公園課
3月24日	(1) 濁り水に気づかず、こどもにミルクとして与えてしまった可能性があるのですが、安全衛生上問題はないでしょうか。 (2) 今回だけではなく、ここ数か月で何度か濁り水が発生しているのですが、今後、抜本的な対策や、濁り水に注意する旨の周知は行われる予定はありますでしょうか。 (3) 岡3丁目エリアに関して、災害・インフラ面での対策を引き続き注視してください。	(1) 茶色い濁り水は、水道管の内面に付着した鉄さび(赤さび)が剥がれ、水道水中に混じったことで発生したものと思われます。この鉄さびは、人体への吸収率が低く、ほとんどが体外へ排出されることや、濁りが比較的濃い水でも、含まれる鉄の量は1ℓ当たり1mg程度に留まると考えられ、誤飲してしまったとしても鉄の過剰摂取とはならず、安全衛生上の心配はないとされています。 (2) 抜本的な対策として、水道管を布設替えることが効果的と考えられます。今年度、布設替え予定箇所があり、該当地域の一定の改善は図られるものと思います。しかし、水道管網は市内全域でループしていることから、水道工事等で発生した濁り水がどの場所に影響を及ぼすのか特定が難しいため、御理解のほどお願いします。引き続き、濁り水の発生等が予測される場合は、広報やホームページなどで周知に努めていきます。 (3) 岡3丁目の内水氾濫対策についてですが、対象地の雨水対策については昨年のゲリラ豪雨を受け、新たに横断グレーチングや集水桝を設置する等の対策を行いました。今後についても、当該地域の浸水被害軽減に向けて、対策等を検討していきます。	水道施設課 道路整備課
3月26日	北割公園の鉄棒の高さが幼児には高すぎるため、もう少し低いものも増やしてほしいです。ブランコも改修され、小さい子が使いやすい公園になったのでぜひ御対応ください。	市内の公園に設置してある遊具については、毎年点検を実施して遊具の安全確認をしています。そのなかで今年度、改修が必要になったことに併せて、以前より利用者から要望が寄せられていたバケット型ブランコに交換をしました。 鉄棒についても、改修する際には既存より低い鉄棒を設置することを検討します。	みどり公園課
3月28日	(再掲) 朝霞台駅南口のエレベーターの開通を早くしてほしいです。毎回女性1人でこどもとベビーカーを抱えて降りるのは大変で、駅員さんも忙しそうで頼みづらいのが現状です。 また、産後ケアも充実していないと思います。助産師訪問は数時間だけですが、それだけではどうにもなりません。	朝霞台駅南口側のエレベーターについては、設置箇所に支障となる埋設物があり、切り回しを行うため、他のエレベーターより完成が遅くなっている状況です。引き続き、東武鉄道との連携のもと、1日も早い供用開始を目指して取り組んでいきます。 産後ケアについては、現状ではアウトリーチで授乳指導や育児指導等を行うのみとなっており、御指摘のとおり、決して充実した状態ではないと思っています。 今後については、宿泊型のショートステイや医療機関等で実施されるデイケア型、産後の時期に家事のサポートが行える家事支援・ヘルパー派遣など、新たなサービスの導入について検討していきたいと考えています。	まちづくり推進課 健康づくり課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
3月28日	(1) 朝霞税務署の近くの消防署関係の駐車場は、荒れ果てた枯れ草、枯れ木だらけです。防犯面、火災注意面でも見過ごせません。 (2) 青葉台1丁目の家電製品店の裏や道を挟んだところに国所有なのか、荒れ果てた森林があります。 (1)と同じ理由で手入れをしてもらえないでしょうか。	朝霞消防署第1訓練場に隣接している金網で囲まれている土地や青葉台1丁目の家電製品店の隣にある金網で囲まれている土地については、市職員で現地確認を行いました。が、国有地のため、樹木等の管理については、国へお伝えします。 また、御意見のあった土地については、朝霞市基地跡地利用計画に基づき、整備を進めていく予定となっています。	政策企画課

基本構想を推進するために（その他）			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月15日	市への意見・要望の問い合わせページについて、添付ファイルをつけられる機能の実装はできないですか。	【電話にて回答】 添付ファイルをつける機能を実装した場合、ウイルスデータを添付されホームページ等のシステムが機能しなくなる危険性があるため、実装する予定はないことを説明しました。	市政情報課
9月9日	物価高騰の中、市民の生活を守るため、今こそ支援を検討してみたらどうでしょうか。以前、朝霞市で市民生活を援助するため3,000円のクーポン券を配布したことがありました。もう一度、市民生活物価対策を検討してください。	市としては、市民生活や事業経営の安定が重要であると考え、様々な施策に取り組んでいます。 これまでの主な取組としては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度に「朝霞でぎゅっと！くーぼん券」事業を実施したほか、現在は、官公署を除く全水道使用者を対象とした水道基本料金の半額措置を令和7年2月検針分まで実施しています。 今後も、社会経済の状況を注視し、財源となる臨時交付金などの国の動向も踏まえながら、適切な支援等を実施できるよう努めます。	産業振興課
9月10日	住居表示街区案内図について、街路樹に下部分が隠れてしまっている、または、落書きがされ、地図自体が見えなくなっているものがあります。また、これら住居表示街区案内図の近くにあった市の掲示板には、期限が過ぎたポスターがいまだ貼られていましたので対応をしてください。	住居表示街区案内図については、隠れている部分の植木を剪定し、地図が見えるようにしました。また、落書きがされているところは、現状を確認し、広範囲であったため、消す方法について対応を検討しています。 市の掲示板利用については、申請をお受けし、掲示する内容が掲示基準に該当しているものかどうかを確認したうえで掲示承認印を押印し、掲示期間を最長4週間としています。また、すべての掲示板利用者に対し、掲示期間最終日、注意事項を記載した用紙を手渡し、掲示期間最終日までは必ず撤去するよう説明しています。 御指摘のあった市掲示板の掲示期間が過ぎているポスターについては、すぐに現地を確認し、当該ポスターを撤去した後、掲示していた団体へ注意を行いました。今後も引き続き、掲示板利用時のルールについて丁寧な説明を行うとともに、掲示板の維持管理に努めていきます。	総合窓口課 シティ・プロモーション課
9月17日	（再掲） （1）掲示期限切れのポスターが掲示されたままのため、ペナルティを課するという方法を取った方が良いと思います。 （2）意見・要望の報告フォームに写真添付ができる仕様への変更は可能ですか。 （3）電信柱に、「平成」の元号で自転車撤去掲示をしているところがあり、撤去か、「令和」に変更する等、管理すべきかと思います。 （4）北朝霞陸橋横やその歩道橋への落書きやシールが貼られているので、定期的に確認するべきかと思います。また、そこにポスターが掲示されていますが許可されていますか。 （5）北朝霞陸橋のある通りの道路や歩道横の雑草もかなり伸びているため、対応をお願いします。 （6）住居表示案内図について、平成17年11月の地図情報ですが、更新または撤去はするのでしょうか。	（1）市の掲示板は、市政の情報や市民の皆さんの地域情報を発信するコミュニティツールであるため、現時点でペナルティを設けることは考えていませんが、今後も掲示板利用者に対し、利用時のルールを丁寧に説明し、遵守してもらえるよう努めていきます。 （2）ウイルスに感染する危険性を回避するため、データを添付できない仕様としています。 （3）「平成」の元号が表示されているものを撤去しました。 （4）現地を確認し、業者と相談し対応していきます。該当のポスターについては、市で掲示の許可はしていないため、現地確認時に職員が撤去しました。 （5）現地を確認し、必要に応じて除草作業を行います。が、除草業者が繁忙期に当たるため時間がかかる場合がありますので、御了承ください。 （6）基本的に、街区の番号や配置は変更されることが無く、作成当時から変更されていないので、現状のとおりであります。今後は、定期的に見回りを実施するなど、適正な維持管理を実施していきます。	シティ・プロモーション課 まちづくり推進課 道路整備課 総合窓口課 市政情報課

基本構想を推進するために（その他）

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月22日	（再掲） （１）割れているボイ捨ての禁止看板がそのままになっているので御対応をお願いします。 （２）交通安全に関する掲示物について、撤去されたまま、再掲示されていません。これらを交換せずに撤去だけした理由と、交換予定があれば教えてください。 （３）掲示板ですが、期限切れで貼りっぱなしの団体には、より強く指導した方が良いと思います。今までの指導方法も教えてください。景観改善・治安悪化防止に取り組んでください。 （４）市内の「自転車放置禁止区域」や「路上喫煙禁止地区」のシールで見えにくいものについて対応をした方が良いと思います。	（１）早急に撤去しました。なお、啓発看板は市民に無料で配布しており、看板の維持管理は申請者自身に行ってもらっていますが、今後、啓発看板配付の際に、維持管理についての説明の徹底に努めます。 （２）該当の交通安全に関する掲示物について、看板の在庫がない、看板の代替となる対策を行ったこと、交通安全に関する周知ができたこと等から撤去後の再設置は検討していません。 （３）掲示板からはみ出しているものや他の掲示物に重なっているもの等を早急に改めるよう指導しました。掲示期限を超過しているものについては、発見次第、当該利用団体に注意していますが、今後も掲示板利用のルールを遵守してもらえよう丁寧に説明します。 （４）自転車等放置禁止区域の路面シールについては、貼り付け当時よりも大幅に放置自転車が増加しているため、路面シールによる啓発効果の高い場所を選定し、新しいものを貼っています。また、劣化した「路上喫煙禁止地区」路面シールは貼り替えをしました。こちらは、今後も劣化の確認を行い、劣化したものは適宜貼り替えを行います。	総合窓口課 環境推進課 シティ・プロモーション課 まちづくり推進課 保育課
10月28日	選挙の投票日や、不在者投票が開始された日から選挙前日などに、市民に向けて防災無線での投票呼びかけをもっと放送してほしいと思います。	市では、投票率向上対策として、様々な啓発活動をしているところであり、防災無線を利用した投票の呼びかけについても対策の一つとして実施しています。御指摘の防災無線での投票呼びかけの回数を増やすことは、効果的であると認識していますが、一方で、夜に仕事して昼に寝ている方や乳幼児がいる御家庭から防災無線について、苦情が寄せられていることもあり、防災無線の回数を増やせない実情があります。	選挙管理委員会事務局
11月7日	（再掲） （１）北朝霞保育園前の電柱に設置してある「駐車禁止」看板を少し見やすい位置に設置したほうが良いと思います。また、さくら保育園付近にある「危険！！徐行」の掲示は劣化しているので、園児の安全のためにも早めに交換した方が良いと思います。 （２）南割公園付近の「ハンプ最徐行」の掲示が車の進行方向とは違う向きになっているので角度を直したほうが良いと思います。 （３）県税事務所から五小に行く途中のグレーチングから長い枝が一本突き出て危険のため、撤去した方が良くと思います。 （４）住居表示について、汚損のまま掲示しているものの理由を教えてください。簡易住居表示案内について、撤去後、再掲示しない理由を教えてください。 （５）掲示板のポスターについて、大きさをA4に統一するなど、ルール変更を検討してはどうですか。また、古い錆びた画鋏の撤去もされていないところがあります。	（１）「駐車禁止」の看板については、新しいものと交換するとともに、設置位置の調整をしました。また、さくら保育園付近の巻き付け表示については、劣化していたため、新しいものと交換をしました。 （２）根元部品の破損が見受けられたため、修繕しました。 （３）撤去しました。 （４）住居表示簡易案内板については、設置した当時は、市内各所に地図が掲示されていることで、現在地や目的地を確認できることなどを目的として設置しましたが、現在は、スマートフォンなども普及し、現在地から目的地までの道案内も容易にできるなかで、このような住居表示案内のニーズがあるかなども踏まえて、再設置について検討します。今後、市内全域の案内板を順次確認し、劣化が激しいものについて撤去作業を進めていきます。 （５）市掲示板の利用上のルールは、引き続き、利用者に対して丁寧に説明します。また、市職員に対しては、掲示板を利用する際、掲示物等の状況を確認し、必要に応じて撤去等をするよう通知しています。なお、直近で市内129か所の全掲示板に対する定期点検を実施し、掲示板及び周辺環境の美化作業を行いました。また、掲示できるポスター等は、団体等が工夫を凝らして作成しているため、大きさの一律化や掲示板に区割りを施すことは、現在のところ考えていません。	まちづくり推進課 道路整備課 総合窓口課 シティ・プロモーション課
1月22日	1月末に、公共施設からパソコンを撤去するとのことですが、せめて市役所だけでも置いてもらえないでしょうか。	市役所に設置しているパソコン（以下、キオスク端末）は、市民の方にご利用してもらえるよう設置をしました。しかしながら、パソコンやスマートフォンの普及により、年々、キオスク端末を利用した申込が減少し、令和5年度には全体の約1.5%となり、今後も減少していくことが見込まれています。現在、19施設に設置しているキオスク端末には運用費用も掛かることから、御理解ください。なお、公共施設予約システムは、パソコンのほかにもスマートフォンからも御利用ができるほか、御利用している施設の窓口でも予約をお受けしていますので、御利用ください。 また、令和7年3月には、よりスマートフォンでも見やすく、使いやすいシステムになるよう、システムの更新を予定しています。	デジタル推進課

基本構想を推進するために（その他）			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
1月28日	朝霞市に、特別養子縁組の入籍に関する事務手続きの相談をしましたが、必要な届書等は渡されることなく、養親となるものの本籍地の自治体へ相談のうえ、必要書類を出すよう言われました。その自治体へ確認したところ、特別養子縁組届の書類は、全国どの自治体でも入手可能であることがわかりました。朝霞市役所で書類をもらいましたが、入っていた書類が特別養子縁組離縁届で、不必要の書類でした。そもそも特別養子縁組という頻度としてはそうないケースに対する対応としては、初めから不備があったように見受けられます。再発防止をしてください。	御指摘のとおり、特別養子縁組は件数の少ない届出ですが、そのような届出であるからこそ、お話があった時点で細かい説明と丁寧な対応が必要であったものと考えています。 再発防止については、窓口や電話で相談を受けた際には、よくお話をお聴きした上で、誤った説明や必要書類の不足がないように御案内することを、改めて職員に指導していきます。 書類の受け渡しについては、日ごろから十分に確認することを指導しているところですが、お渡しする書類についても、確認に不備がないように、改めて職員への指導を徹底していきます。	総合窓口課
2月19日	先日の市長選挙の結果を年代別に投票率を公開してもらえないでしょうか。また、可能であれば今後も継続して年代別を開示してほしいです。	現在、直近の選挙や過去の選挙結果として、それぞれの選挙の投票結果や開票結果を市ホームページに掲載しているところです。 また、御要望にあった年代別の投票率についても公表していきます。掲載時期については、集計が整い次第となります。	選挙管理委員会事務局
3月6日	「朝霞」というご当地ナンバーの導入について。 「朝霞」という市名は響きや字柄、市名となった経緯も、どれをとっても誇れると思っています。この誇れる市名を広め多くの人に認識して憧れを持ってもらい、地名度の向上、転入の活性、地域の利便改革、行政他のデジタル化の充実、商業企業誘致、老後や子育て以外の住みやすい街としての改革の足掛かりになると思います。周囲の志木市、和光市、新座市に負けない輝かしい街になってほしいです。	ご当地ナンバー導入の基準としては、「対象地域内の登録自動車の数が10万台を超えていること」とされており、本市の登録台数は4万1,999台（令和6年3月末現在：関東運輸局「市町村別車両数統計」）であることから、市単独での導入は該当とならないのが現状です。 「ご当地ナンバー」は、シティ・プロモーションでも取り組んでいる市の認知度の向上や市民の愛着醸成などにもつながるものと考えていますので、今後、基準が緩和されるなどした場合には、「朝霞ナンバー」の導入について検討していきたいと考えています。	シティ・プロモーション課

編集 朝霞市 市長公室 市政情報課
電話 048-463-1111（内線 2316）
048-463-3163（直通）